2026 年度

宇宙探査イノベーションハブ
「Moon to Mars Innovation」
に関する研究提案募集（RFP）
（第 14 回）
【募集要項】

２０２６年８月１８日

国立研究開発法人　宇宙航空研究開発機構

宇宙探査イノベーションハブ

目次

1. はじめに ・・・

1. はじめに

宇宙航空研究開発機構（JAXA）は、我が国の宇宙開発の中核機関であり、JAXA を結節点として産学官による宇宙活動を加速することが求められています。

宇宙探査イノベーションハブ（探査ハブ）では、様々な異分野の人材・知識を集めた研究組織として、これまでにない新しい体制や取組で JAXA 全体に宇宙探査に係る研究の展開や定着を目指してまいりました。2024 年 3 月からは、従来の研究制度を発展させた「Moon to Mars Innovation」を開始しております。

この新しい「Moon to Mars Innovation」の研究制度は、近年の民間企業による宇宙事業への参入、国際的な月探査活動の活発化などを背景に、将来の月面における様々なインフラストラクチャや月面サービスの創出を目指し、JAXA と企業/大学等が共同でおこなう研究制度です。

このような取り組みを推進するため、探査ハブでは企業・大学等が保有するアイデア、技術情報、出口戦略等を情報提供要請（RFI：Request for Information）として受けております。皆さまからいただきました RFI 情報に基づき、このたび第 14 回の研究提案募集（RFP：Request for Proposal）を実施いたします。

○ 探査ハブの詳細は、下記ウェブサイトをご参照ください。

宇宙探査イノベーションハブ HP

http://www.ihub-tansa.jaxa.jp/

Moon to Mars Innovation について

https://www.ihub-tansa.jaxa.jp/introduction/

第 14 回研究提案募集（RFP）について

https://www.ihub-tansa.jaxa.jp/rfp/rfp14/index.html

2. 制度の概要

(1)研究実施の体制

本 RFP にて採択された研究提案は、JAXA との共同研究として実施します。ついては、全ての研究参画機関を契約者とした共同研究契約を締結いたします。

なお、契約締結に当たっては、JAXA から提示する契約書条文を適用いたします。原則、条文の変更はできませんので、本募集要項と合わせて公開している共同研究契約書雛型を事前にご確認いただき、ご不明な点等がある場合には、本 RFP 募集期間中にお問合せフォーム又はメール（TansaX_RFP@jaxa.jp）宛にご連絡ください。

また、本 RFP に基づく共同研究は、異分野連携による人材交流・育成を一つの目的としております。研究参画機関の研究者が、クロスアポイントメント制度※により JAXA へ出向して研究に参加いただき、共同研究の推進と研究成果の宇宙化に向けた JAXA 研究者等とのより幅広い協働体制を構築いただくことを期待しております。研究提案に際してクロスアポイントメント制度の活用についてもご検討ください。

※クロスアポイントメント制度（資料 3 参照）：他機関の職員が JAXA の職員の身分も有し、それぞれの機関で職務に専念する割合を定めて両機関の業務を併せて行うこと。

(2)研究フェーズ

RFP では、将来の宇宙探査への応用を目的としつつ、地上・宇宙での事業化／イノベーション創出や宇宙産業への適用の可能性がある提案を期待しており、宇宙探査用の技術開発のみを行うものではございません。それを前提として、RFP にて実施する共同研究の型を以下のように設定しています。なお、研究期間及び JAXA より提供する研究費額は下記に示す期間・金額を上限として研究課題ごとに設定しております。詳しくは資料 1「研究課題」をご参照ください。

Ａ　システム型：

宇宙探査プログラムや企業の宇宙事業の双方に有益なシステム研究を対象。既存技術の統合・最適化による実用化を重視。研究終了後の本格的な開発や宇宙探査プログラムへの適用を目指す。

・研究期間 最長３年／研究費 最大１億円

※年度毎に研究進捗について評価を行い、研究継続を判断します。また、当初の研究実施計画・研究期間にかかわらず、JAXA が研究実施計画の見直しや中止、延長等を判断することがあります。

Ｂ　ゲームチェンジ型：

従来の宇宙探査の枠組みを根本から変革、新たな探査手法や資源利用の可能性を広げるブレークスルー技術の研究を対象。高リスク・高インパクト。新たな探査手法を検討し、資源利用の可能性を広げることを目指す。

・研究期間 1 年～最長３年／研究費 最大 1000 万円

Ｃ　チャレンジ型：

従来の枠組みに捉われない自由な発想に基づく、将来の宇宙探査及び新産業の創出につながるシーズベースの挑戦的な研究を対象。具体的な計画や成果予測が現時点で成熟段階に至っていなくとも、提案技術や研究が実現した際に新たな技術分野や市場を創成しうる期待値を重視。

・研究期間 最長 1 年 ／研究費 最大 300 万円

(3) 共同研究終了後について

共同研究が終了した後、事業化等に向けて提案者が独自に研究を継続することも可能です。その場合には、共同研究において JAXA が取得した資産の貸付、知的財産権の実施、情報の提供等を含めた適切な契約等に基づき協働関係を継続することがあります。

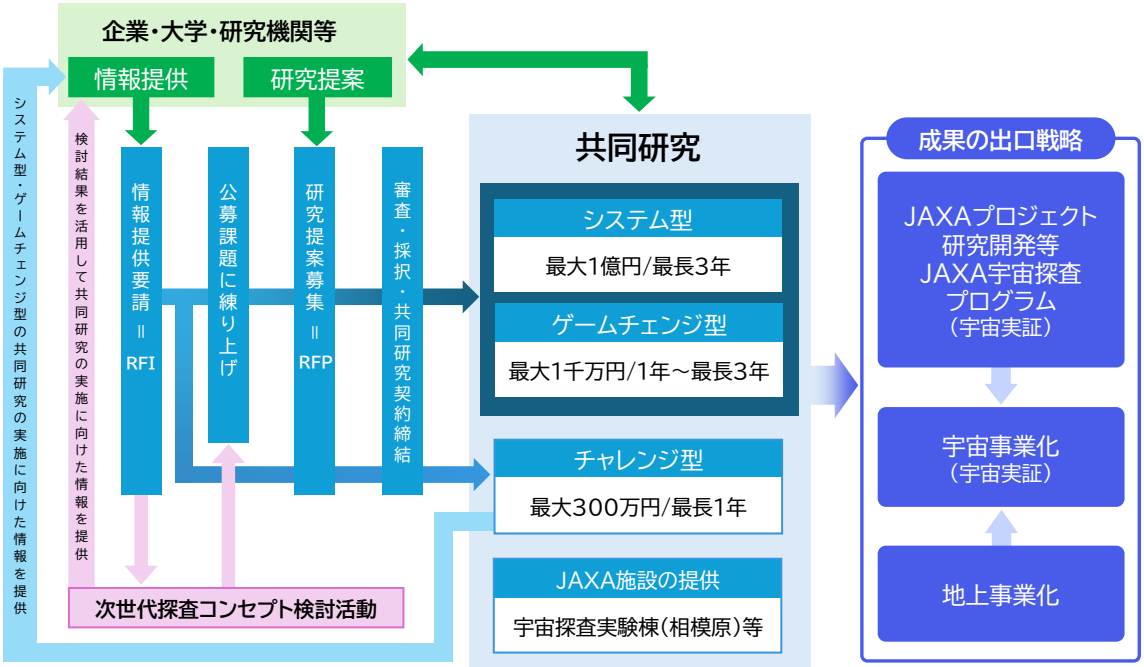

2-1 応募から研究までの流れ

【Ⅰ】 応募から研究まで

STEP1 応募書類提出

提案者は、研究提案書（様式 1）を作成の上、募集期間内に 4-2 応募方法にしたがって提出ください。この際、提案者からの希望があれば秘密保持契約を締結いたします。なお、研究提案書に記載の「年度ごとの予算計画総額」は書類提出以降変更できませんので、ご留意ください。

STEP2 選考

JAXA（外部有識者、技術専門家含む）で審査基準（資料 2）に基づき研究提案書の審査を行います。審査にあたっては、募集課題を的確にとらえ、研究計画の具体性、実現性、合理性等の観点から多角的・総合的に評価いたします。審査結果についてはメールにて通知いたします。

STEP3 研究実施計画の作成

採択内定となった提案については、共同研究の実施に向けて、JAXA とともに共同研究体制や役割分担、研究内容等、研究実施計画を改めて作成いただきます。なお、この段階で研究実施計画の合意に至らない場合や、必要書類を期限までにご提出いただけない場合には本採択となりませんのでご了承ください。また、研究実施計画書、経費等内訳明細書に記載の通りの金額での契約となりますので、ご留意ください。

STEP4 共同研究契約等の締結

研究実施計画に基づき、共同研究契約及び必要に応じて JAXA への研究者出向契約等（クロスアポイントメント協定含む）を行います。

各契約は JAXA が提示する共同研究契約書雛型にて締結することとします。契約内容に合意いただけない場合には本採択となりませんのでご了承ください。

なお、契約は共同研究に参画するすべての機関を当事者とする多数者間契約とし、本共同研究の研究分担内容を第三者に委託することはできません。（ただし、役務契約等により製作・試験・評価等の作業を外注することは可能です）

STEP5 研究の実施

共同研究契約等を締結後、研究を開始します。

なお、システム型研究については共同研究開始後、研究成果の出口について JAXA と検討・共有しながら共同研究に取り組んでいただきます。

STEP6 研究進捗及び成果の報告

全ての研究は、年度毎に研究進捗を、研究終了後に研究成果を報告いただきます。また、必要に応じて面談等も実施いたします。

なお、システム型研究は、年度毎に研究進捗及び成果の評価を行い、翌年度の研究継続について可否を決定します。評価結果によっては、当初の研究実施計画・研究期間にかかわらず、JAXA が研究実施計画の見直しや中止、延長等を判断することがあります。

【Ⅱ】 共同研究の実施における留意事項

下記についてご協力をお願いすることがあります。

(1) 共同研究の実施期間中

・共同研究の実施にあたり、JAXA から提供する研究費以外に提案者が提供した自社投資、施設設備、その他リソースについての情報を JAXA へ提供すること

(2) 共同研究の終了後

・研究開発の状況や研究成果の事業化状況など、JAXA からの追跡調査へ対応すること

・研究成果の事業化に関して JAXA へ情報提供を行うこと

(3) 事業等の中止

・各共同研究の進捗・成果等にかかわらず、JAXA における探査ハブ事業の方針・予算状況により共同研究の中断や取りやめ等を行うこと

2-2 研究における役割/費用分担

(1) 役割分担

採択内定後、研究実施計画を作成する段階で JAXA と協議の上で定めます。

(2) 費用分担

資料 1 に提示する金額を上限とし、共同研究の実施に必要な費用（研究費：物品費／旅費／人件費・謝金／その他経費、概要は下表参照）を JAXA からお支払いします。ただし、採択にあたり研究経費額を調整することがあります。また、採択後に提出いただく研究実施計画書・経費等内訳明細書に記載されている金額での契約とさせていただきますので、ご留意ください。

また、JAXA からお支払いする研究費は公的資金であるため、執行にあたっては共同研究契約締結時に JAXA が提示する「事務処理説明書」等に従い適切に管理、執行いただきます。

本研究制度は、提案者の事業等にとっても有効な研究成果を共同で創出することを目指しているため、提案者が自己のリソース（人員・施設設備・研究開発費等；資料 4 参照）を共同研究に充てていただくことも期待しております。

※資料 1 に提示する研究費額には以下を含みます。

- 消費税（10%）
- 一般管理費（上限は直接経費の 10%。提案者機関の規定又は財務実績に基づき JAXA が査定する）
- コスト変動調整率（概要、付与率は以下表のとおり。）

(3) 費目について

共同研究経費の費目は以下表のとおり。

JAXA が負担する研究費の費目及び概要※1

費　目	概　要
1．物品費	設備備品費、消耗品費　※2 例：研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(共同研究専用に限る)、書籍、研究用試薬・材料・消耗品の購入（事務用品や汎用パソコン等は対象外）
2．人件費・謝金	共同研究に係る研究者、アルバイト、派遣職員等への人件費・謝金

３．旅費	打合せ・実験のための出張、JAXA の依頼による出張等の旅費（学会参加旅費は共同研究成果発表の場合等に限る）（外国出張は事前承認が必要）
４．その他	外注・再委託費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税相当額(※3)
５．一般管理費（間接経費）（※4)	直接経費に対して一定比率（上限は直接経費の 10%。各機関の規定・実績に基づき JAXA が査定する）を乗じた額
６．コスト変動調整率（対象は「200 万円以上の契約」のみ）（※4)	将来の労務費や物価高騰等のコスト上昇のリスクを吸収することを目的として、各契約の履行期間に応じて直接経費・間接経費の総額に付与可能。付与率は、研究期間が 1 年度内：１%、2 年度内：2%、3 年度内：3%。（※付与率は JAXA の規程で定める率とする。付与率が変更された場合は、採択通知までに採択者に通知する。）

※1　これらに該当しない費用（共同研究と直接関係無いと判断される費用や事業化を行うための費用等）は、提案者自身が負担ください。また、本研究費による研究項目の再委託はできません。（ただし、役務契約等により製作・試験・評価等の作業を外注することは可能です）

※2 JAXA が提供する研究費により取得した資産（JAXA 基準による）は、共同研究終了時に JAXA に所有権を移転いただきます。所有権移転後は、貸付手続等により使用いただけます。

※3　人件費や海外旅費などの不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することが可能です。但し、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。

＜計上可能例＞

・通勤手当を除く人件費

・外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内滞在分の旅費を除く）

・国外の学会出席の際、国外に参加費を支払う学会参加費等（ただし懇親会費等は計上不可）

＜消費税相当額計算例＞

給与　　２００，０００円

通勤手当　　５，０００円　→　課税取引のため消費税相当額計上不可

社会保険料等　　１０，０００円

※この場合の消費税相当額　　２１，０００円

（２００，０００＋１０，０００）×消費税１０%＝２１，０００円
※２１０,０００円が「消費税相当額の対象額」となる。

※4 一般管理費、コスト変動調整率は 0%とすることも可能です。

2-3 審査のポイント

選考は資料 2「審査基準」の観点で行いますので、研究提案書作成の参考にしてください。

3. 募集について

資料 1 に示す宇宙探査に係る研究課題の解決に資する研究提案、かつ地上／宇宙産業への成果活用を想定した研究提案を募集します。

・様式 1「研究提案書」を作成し、4-2 項(応募方法)に従い提出ください。
・本要領 5 項(知的財産権と成果の取扱い)、6 項(その他)の内容を必ずご確認・遵守の上、提出ください。
・これまでの RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待いたします。

(1)公募説明会

公募説明会では、本 RFP の制度及び募集する研究課題について紹介するほか、質疑応答を受け付けます。詳細は第 14 回研究提案募集(RFP)の web ページをご参照ください。

https://www.ihub-tansa.jaxa.jp/rfp/rfp14/index.html

(2)お問合せ（質問受付）

公募説明会のほか、本 RFP の募集期間中、第 14 回研究提案募集の web ページに掲載の問合せフォームでもお問合せいただけます。公募説明会及び問合せフォームよりいただいたお問合せと回答は、web ページにて公開いたします。

(3)募集期間

本 RFP の募集スケジュールは下記のとおりです。

① 公募開始	2026 年 8 月 18 日(火)
② 提案受付フォームの公開	2026 年 8 月 18 日(火) 予定 整い次第 web ページに公開します
③ 公募説明会	2026 年 8 月 24 日(月)
④ 公募終了、提案書受付締切 ※1	2026 年 9 月 15 日(火)正午
⑤ 選考（予定）	2026 年 9 月中旬～12 月中旬
⑥ 結果通知（予定）	2026 年 12 月頃
⑦ 研究実施計画の作成及び契約手続き	結果通知以降
⑧ 契約締結・研究開始（予定）	2027 年 4 月頃

※…期限までに提案受付フォームにて提出されたものを受付いたします。
期限後はフォームへのアクセスができなくなりますのでお気を付けください。

※…選考に関するお問合せはご遠慮ください。回答できかねます。

※…上記④以降のスケジュールは募集開始時点での予定です。最新のスケジュールは、第14回研究提案募集のwebページ上でお知らせいたします。

4. 応募について

4-1 応募資格

原則として、JAXA と共同研究契約を締結することができる、日本の法令に基づいて設立された企業（団体等を含む）や大学等又は、事業の実施を予定している個人であることとします。複数の企業（団体等を含む）、大学等、又は個人での共同提案も可能です。また、下記ページ「競争参加資格停止業者」にて記載のある機関は応募できません。

https://stage.tksc.jaxa.jp/compe/compe_teishi.html

共同研究を実施する場合には、JAXA と法人間の契約を締結することとなります。個人でご提案いただく場合でも、契約までに法人化されること又は法人と連携することを前提としてご提案ください。

共同研究契約締結に際し、①前年度までの科学研究費補助金の管理実績、又は②省庁統一競争参加資格が必要となります。特に、企業（団体等を含む）につきましては、ほとんどの場合で省庁統一競争資格（競争参加地域等：関東・甲信越／資格の種類：役務の提供等「303 調査・研究」）が必要となります。未取得の場合には契約締結前までに取得いただきます。

統一資格審査申請・調達情報検索サイト
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4

4-2 応募方法

(1) 応募方法

提案受付締切までに、探査ハブの web ページに掲載する提案受付フォームにて、必要事項を入力し、以下の 4-2(2)応募に必要な書類を添付の上、送信してください。提案受付フォームは第 14 回研究提案募集の web ページに掲載します。

(2) 応募に必要な書類

以下①～④について、PDF 形式にてご提出ください。また、①～④はそれぞれ 1 点にまとめてください。

① 研究提案書 （様式 1）※必須、10MB 以内

・作成にあたっては次項及び様式に記載の留意事項を参考にしてください。

・本要領 5 項(知的財産と成果の取扱い)、6 項(その他)の内容を必ずご確認・遵守の上、ご提出ください。

② 特許・論文リスト（様式 2）※必須、2MB 程度

③ 企業概要（様式自由）※企業のみ必須、2MB 程度

・web サイト等で公開されている「企業概要」やパンフレットの該当ページの写しでも構いません。

・提案者及び様式 1「研究提案書　2.(5)②研究実施体制」に記載されている全企業分を提出ください。大学・公的研究機関等は不要です。

④ 補足資料（様式自由）※任意、10MB 以内

⑤ 秘密保持契約書（様式３）※任意、希望者のみ　1MB 以内

(3) 研究提案書の作成

様式 1「研究提案書」に必要事項を記入の上、作成ください。

複数の研究提案を応募することは可能ですが、研究提案毎に研究提案書を分け、１つの提案ずつ提案受付フォームにて提出ください。

＜研究提案書作成の留意事項＞

・日本語で作成し、文字サイズは 10 ポイント以上としてください。

・様式 1「研究提案書」は A4 サイズ、10 枚程度、10MB 以内を目安としてください。

・補足資料（A4 サイズ、10 枚程度、10MB 以内を目安）の添付を可とします。

・PDF 形式としてください。

(4) 秘密保持契約書の締結（提案者が希望する場合のみ）

応募情報は、秘密保持契約の有無にかかわらず原則非公開であり、提案者の許可なく本事業の目的以外では使用すること又は第三者へ開示することはありませんが、応募に際して秘密保持契約の締結を希望する場合には、様式 3「秘密保持契約書」をもって締結させていただきます。

様式 3 のマーカー部分に必要情報を記入の上、電子ファイル（Word）を研究提案書等と併せてご提出ください。契約書の内容に関して不明点がある場合には、事前に(5)問合せ先宛てに問い合わせください。

(5) 問合せ先（3 項と同じ）

応募に際してご不明な点がございましたら第 14 回研究提案募集の web ページに掲載している問合せフォームよりお問い合わせください。電話でのお問合せは受け付けておりません。

https://www.ihub-tansa.jaxa.jp/rfp/rfp14/index.html

(6) 留意事項（※応募前に必ずご確認ください）

① 研究提案書の記載内容のほか、応募に際し提出いただいた情報・資料は、原則非公開です。本事業の目的以外では使用せず、提案者の許可なく第三者へ開示することはありません。ただし、本事業の目的（選定や採択後の研究実施に伴う評価）においては選考委員又は委託業者等へ守秘義務を課したうえで開示することがあります。また、JAXA の監督省庁である文部科学省の求めに応じて情報開示することがありますので予めご了承ください。

② 応募いただく研究提案と同様の内容を他の研究資金等（宇宙戦略基金等、JAXA 内の他部門・部の資金を含む）に申請している場合（もしくは予定している場合）は、その旨を研究提案書の「2.提案内容 (6)他の研究資金」に記載するようお願いいたします。なお、すでに他の研究資金を受けている研究内容で本制度の共同研究は実施できません。

③ 応募に際し提出いただいた情報・資料は返却いたしませんのでご了承ください。

④ 応募に際し提出いただいた情報・資料に関し、詳細や不明点を照会することや追加資料（財務諸表等）の提出を依頼することがあります。その場合は、別途連絡いたします。なお、追加で提出いただいた情報・資料についても審査の対象となります。

⑤ 応募に係る情報・資料の作成及び提出等に要する費用は、提案者にて負担いただくようお願いいたします。

⑥ 応募に際して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

・研究提案に関する質問・選定結果の通知等、関連する事務連絡に利用します。

・JAXA が開催するセミナー、シンポジウム等のイベント案内や、関連する募集等、宇宙探査イノベーションハブからの情報配信に利用します。

5. 知的財産権・成果の取扱い

5-1 知的財産権の取扱い

本事業で得られた研究成果に係る知的財産権の取扱いは以下のとおりとします。

(1) 帰属・利用等

① 共同研究において生じた発明等の帰属及び出願について

共同研究の実施により、発明等が生じた場合は、単独/共同での発明に関わらず、速やかに JAXA 及び他の全ての共同研究機関に通知してください。その後、全機関で当該発明等の権利帰属、出願の要否について協議を行うこととなります。

いずれかの機関の研究担当者が単独で発明等を行ったときは、他のすべての共同研究機関の同意のうえで、当該研究担当者もしくは当該研究担当者から発明の権利持分を承継した機関が単独で所有し、出願手続きを行うものとします。(※)

共同研究の実施により複数機関の研究担当者が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は、当該研究担当者から権利持分を承継した機関が共同で所有するものとし、その持分はそれぞれの知的貢献の度合に応じて協議のうえ定めます。また、出願及び権利維持に要する費用は、各機関が権利持分に応じて負担することとします。

② 共有知的財産権の自己利用及び不実施補償料の免除

共同で所有する知的財産権について、自己の研究開発目的で利用する場合、ほかの共有当事者の同意を得ることなく無償で利用できます。自己の研究開発目的以外での利用の場合は、事前に他の共有者の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を他の共有者に支払います。

また、JAXA との共有知的財産の自己の営利目的での利用を希望する場合、「JAXA が負担すべき出願等の管理・維持費用を JAXA に代わって負担すること」を条件に、JAXA への事前の同意及び JAXA に対する当該実施料の支払いを免除することができます。

③ 共有知的財産権の第三者への利用許諾

共有知的財産権の第三者への利用許諾を希望する場合、事前に他の共有者の同意を得て、許諾条件を協議したうえで利用許諾することができます。このとき、利用許諾先を選定した者へ、利用許諾先から徴収する実施料の配分等の優遇をいたします。

※(1)①にもとづき単独所有となった知的財産権の出願・登録及び自己実施・第三者への実施許諾においては、共同研究契約後に別途提示する事務処理説明書に基づき、JAXA へ通知等を行っていただきます。

(2) その他詳細条件については、別途締結する共同研究契約書にて定めることとします。

5-2 成果の取扱い

本事業で得られた研究成果は、適切な知的財産権の権利化等を行った上で、積極的に外部へ発表することを推奨しています。

(1) 研究成果について、JAXA が Web サイト、展示会（セミナー、シンポジウム）等で公開する場合があり、協力をお願いすることがあります（研究終了後も同様）。
(2) 社会的にインパクトのある研究成果が生じた場合には、プレス発表を行うことがあります。
(3) 研究成果について新聞・図書・雑誌論文等での発表を行う場合や、マスメディア等の取材を受ける場合は、事前に JAXA 研究担当者にご連絡ください。その場合、本事業による成果であることを明示し、公表した資料について JAXA 研究担当者へ提出ください。
(4) 研究成果を用いて事業を行う場合には、速やかに JAXA に報告ください。
(5) 研究終了後、JAXA が実施する追跡調査（フォローアップ）等に協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にも協力いただきます。
(6) その他詳細条件については、JAXA との間で締結する共同研究契約書等により定めることとします。

6. その他

(1)法令等の遵守

共同研究を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、実施機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

(2)安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

各研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、実施機関が共同研究を含む各種研究開発活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められますので、以下の関係法令を遵守ください。

① 関係法令等

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。従って、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(※)現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、輸出貿易管理令別表1（外為令別表）及び関連省令に定めるスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、①経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の２つから成り立っています。

② 技術提供における規制について

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

③ 参考情報

経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/
・経済産業省：安全保障貿易管理ガイダンス
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html
・一般財団法人安全保障貿易情報センター
http://www.cistec.or.jp/index.html
・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/2025-0924/

(3)共同研究に外国人等(※)に該当する方が参加する場合の対応について

共同研究開始に際して、外国人等に該当する方が JAXA の指定する管理区域に立ち入る場合、また、外国人等に該当する方に公知または基礎的な科学技術分野以外の情報を提供する場合は、JAXA 内での外国人等受入審査が必須となります。
審査には 2 か月程度要しますので、下記の外国人等の対象者に該当する方が共同研究参加者にいらっしゃる場合は、採択通知後速やかに RFP 事務局にご相談ください。

(※)外国人等は、外国人（日本国籍を有しない者）、ならびに非居住者及び特定類型に該当する日本人を指します。非居住者については「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和５５年１１月２９日付蔵国第４６７２号）６－１－５、６（居住性の判定基準）、特定類型については「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け経済産業省通達４貿局第４９２号）１（３）サ①から③を参照。

○JAXA 内での外国人受入審査に際しては、以下の書類をご提出いただくこととなります。
事前にご準備いただくと手続きがスムーズになりますので、ご参考ください。

参考：外国人受入審査のための必要提出書類

区分		審査前の準備資料
「外国人等」に該当する方全員		氏名（名字は太字にする）、国籍、居住者／非居住者、特定類型の該当有無を示した資料(複数人の場合は、全員分を Excel 等にまとめて記載して提出可)
	うち居住者の方	・在留カードの写し（表・裏） ・大学以上の経歴が分かる履歴書
	うち非居住者の方（日本国籍の方を含む）	・パスポートの写し（表・裏） ・大学以上の経歴が分かる履歴書
	上記に加え特定類型①又は②該当者の方	・該当の根拠となる契約書等

○外国人受入審査に際して、共同研究機関側でも、外国人等に該当する方が共同研究に参加されるにあたり、対象者の方の国籍や、非居住者/特定類型該当有無に合わせて、研究内容を共有して問題ないか、という観点で輸出管理審査を実施しているかを確認させていただきます。
共同研究機関側で予め審査実施済みの場合は、可能な範囲で根拠となる規程や審査資料をご提示ください。

(4)安全衛生管理及び事故発生時の報告について

安全衛生管理につきましては、実施機関にて、管理体制及び内部規則を整備の上、労働安全衛生法等の安全関係法令の遵守及び事故防止に努めてください。

共同研究に起因して事故および当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかに JAXA に対して報告してください。

資料1

第14回RFP(2026) 募集課題 (1/4)

システム型課題　2課題

※期間・研究費は上限

No	研究領域	研究課題	期間（ヶ月）	経費（千円）	関連するSDGs目標
01	次世代エネルギー	太陽電池等大面積に適用可能なレゴリス除去システムの研究	24	60,000	
02	次世代モビリティ	月離着陸用スラスタのための電動ポンプ推薬流量調整システムの開発	24	40,000	

【共通する留意事項】
- 1つの研究課題において複数の構成要素が示されている場合、特に記載されている場合を除き、そのうちいずれかの要素を満たす提案でも構いません。
- 過去の RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待します。
- 1つの研究課題に対して複数の研究提案を採択することがあります。また、採択がないこともあります。
- 研究提案の内容に応じて、研究費額を調整することがあります。
- 採択内定後、JAXA と研究体制を構築していただきます。このとき、JAXAより体制を提案することがあります。
- 研究に際し、必要に応じて JAXA の研究設備を利用することができます。

資料1

第14回RFP(2026) 募集課題 (2/4)

ゲームチェンジ型課題　9課題

※期間・研究費は上限

No	研究領域	研究課題	期間（ヶ月）	経費（千円）	関連するSDGs目標
03	次世代エネルギー	レゴリス付着抑制技術の研究	24	10,000	
04	次世代モビリティ	民生FPGA上に実装されたスパイキングニューラルネットワークの放射線ソフトエラー耐性に関する実証研究	24	10,000	
05	次世代モビリティ	レゴリスの機構品への影響/対策検討と設計ガイドライン案の作成	24	10,000	
06	次世代モビリティ	推薬生成プラントの配管溶接ロボットアームの自動制御ソフトウェア	24	10,000	

【共通する留意事項】

- 1つの研究課題において複数の構成要素が示されている場合、特に記載されている場合を除き、そのうちいずれかの要素を満たす提案でも構いません。
- 過去の RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待します。
- 1つの研究課題に対して複数の研究提案を採択することがあります。また、採択がないこともあります。
- 研究提案の内容に応じて、研究費額を調整することがあります。
- 採択内定後、JAXA と研究体制を構築していただきます。このとき、JAXAより体制を提案することがあります。
- 研究に際し、必要に応じて JAXA の研究設備を利用することができます。

資料1

第14回RFP(2026) 募集課題 (3/4)

※期間・研究費は上限

ゲームチェンジ型課題　9課題

No	研究領域	研究課題	期間（ヶ月）	経費（千円）	関連するSDGs目標
07	アセンブリ＆マニュファクチャリング	宇宙探査用高耐久粘弾性材料の創製と複合宇宙環境耐性評価	24	10,000	
08	ハビテーション	食料生産システムの自動化・自立化に関連する研究開発	24	10,000	
09	ハビテーション	低重力環境における資源循環インフラの開発	24	10,000	
10	ハビテーション	宇宙探査に向けた滞在空間の設計および空間制御技術の確立	24	10,000	
11	その他（ 惑星保護 ）	DNAベースの微生物検出の惑星保護適用に向けた技術開発	24	10,000	

【共通する留意事項】

- 1つの研究課題において複数の構成要素が示されている場合、特に記載されている場合を除き、そのうちいずれかの要素を満たす提案でも構いません。
- 過去の RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待します。
- 1つの研究課題に対して複数の研究提案を採択することがあります。また、採択がないこともあります。
- 研究提案の内容に応じて、研究費額を調整することがあります。
- 採択内定後、JAXA と研究体制を構築していただきます。このとき、JAXAより体制を提案することがあります。
- 研究に際し、必要に応じて JAXA の研究設備を利用することができます。

資料1

第14回RFP(2026) 募集課題 (4/4)

※期間・研究費は上限

チャレンジ型課題(全領域)

No	研究領域	研究課題	期間 (ヶ月)	経費 (千円)	備考
12	全領域	チャレンジ型	12	3,000	チャレンジ型は自由な提案を求める趣旨であるため、課題の設定は行いません。 P.16に記載の研究目的・特徴を満たすような提案を募集いたします。

【共通する留意事項】
- 1つの研究課題において複数の構成要素が示されている場合、特に記載されている場合を除き、そのうちいずれかの要素を満たす提案でも構いません。
- 過去の RFP にて採択された研究テーマとの組み合わせによる提案も期待します。
- 1つの研究課題に対して複数の研究提案を採択することがあります。また、採択がないこともあります。
- 研究提案の内容に応じて、研究費額を調整することがあります。
- 採択内定後、JAXA と研究体制を構築していただきます。このとき、JAXAより体制を提案することがあります。
- 研究に際し、必要に応じて JAXA の研究設備を利用することができます。

研究課題(01)
課題名称：太陽電池等大面積に適用可能なレゴリス除去システムの研究

システム型／次世代エネルギー領域

【課題概要】

- **最終的な目標**：月面で有効なレゴリス除去技術の大面積太陽電池シートへの実装
- **背景/解決すべき課題**：太陽電池は月面における発電源として必須であるが、レゴリスが太陽電池面に付着することによる発電量の低下が課題である。表面のコーティング技術による付着防止技術も有効な手段の一つと考えられるが、本課題では、帯電量が大きいレゴリスも除去可能であり、無人運用でレゴリスをアクティブに除去できる技術の実現を目指す。太陽電池だけでなく、観測機器のレンズや放熱面等にも適用可能であり、長期間の信頼性を確保可能な技術を対象とする。

【共同研究における目標】

- レゴリス除去機能の有効性が確認された技術をベースとして、レゴリス除去システムのBBM製作を行う。
- レゴリス除去システムとして小型軽量化、低消費電力化を目指し、将来のユーザーに対して、システム重量・消費電力・運用方式を提示可能な形でまとめる。
  - 適用対象：最表面の材料が薄膜ガラス、及びフィルムに対して適用可能な技術とする。30cm角程度のシートによる直並列構成を対象とし、システム全体として5m×10m級の太陽電池面に適用できることを目指す。
  - 適用条件：レゴリス除去機能の付与により、適用対象の本来の性能(透過率や発電量等)を、極力損ねないこと。
  - 除去性能目標：適用対象に付着・堆積した月模擬砂を、直径20μm以下の微粒子を含めて、重量比90%以上除去すること。

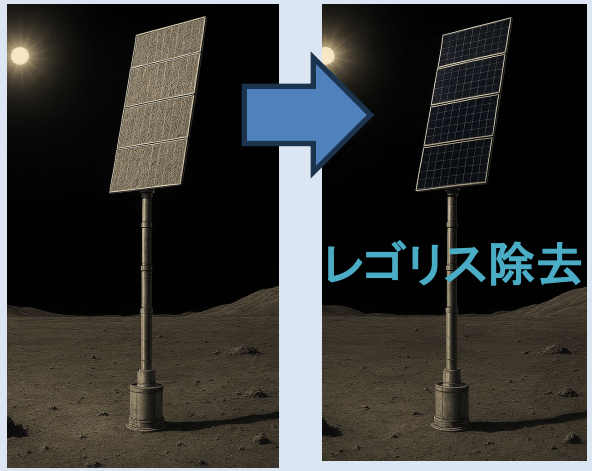

【研究資金／期間】総額60,000千円以下／24か月以内

【留意事項】特になし

研究課題(02)
課題名称: 月離着陸用スラスタのための電動ポンプ推薬流量調整システムの開発

システム型／次世代モビリティ領域

【課題概要】

・**最終的な目標:**
ペイロード100～200kg級月離着陸機による月面物資輸送の実現。

・**背景/解決すべき課題:**
次世代(2030年代)の月輸送を担う月離着陸機はペイロード増加が必須であり、そのためにはスラスタの推力増強とともにスロットリング推力制御に対応した推薬供給システムが必要である。これを、いかに軽量に実現するかが課題となる。

【共同研究における目標】

重力天体着陸機を想定した2液式推進系用電動ポンプ推薬供給システムを開発する。(実推薬供給試験による検証まで)

① ペイロード100～200kg級の月着陸機の推進系要求(推薬、スラスタ構成、噴射モード、推力制御特性、環境条件、質量、電力、累積作動時間、インタフェース等)を明確にする。本技術採用による軽量化及び機能付加等の利点を明示する。

② 推進系要求を満たすための電動ポンプ流量調整システムを設計し、実験により検証する。

③ 実推薬耐性、流動(圧力、流量)特性及び制御性、消費電力特性、安定性、始動停止特性、寿命特性等を評価する。

④ 真空環境下での熱特性を考慮して高効率キャンド型電動ポンプを用いる。

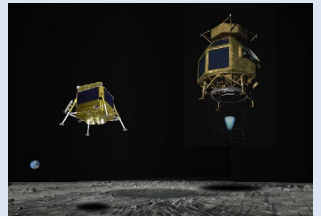

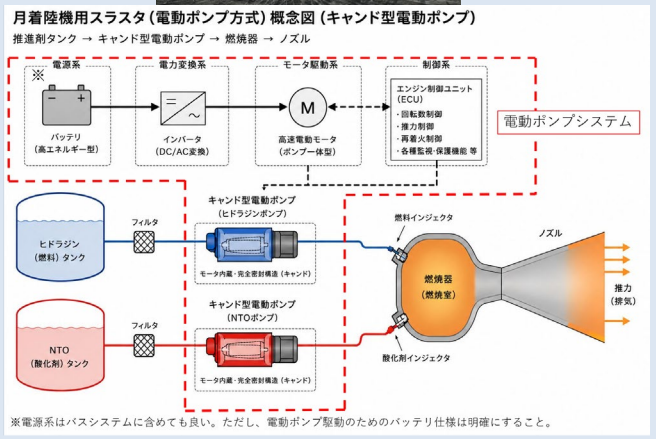

【研究資金／期間】 総額40,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 本成果の発展計画を具体化できる事業者が参加すること。貯蔵性実推薬(ヒドラジンなど)を用いた設計性能評価ができること。

研究課題(03)
課題名称: レゴリス付着抑制技術の研究

ゲームチェンジ型／次世代エネルギー領域

【課題概要】

- **最終的な目標**: 月面で有効なレゴリス付着抑制技術の確立
- **背景/解決すべき課題**: 月面では、太陽電池、放熱面、カメラ・光学窓等へのレゴリス付着により、発電量、放熱特性、視認性・観測性能等の低下が懸念される。本課題では、表面コーティングや微細加工等の表面改質技術により、太陽電池や放熱面のような大面積部材に加え、カメラレンズ等の曲面形状部材にも適用可能で、透過率等の機能低下を抑えつつ、月面長期運用を見据えた耐久性を有するレゴリス付着抑制技術の獲得を目指す。

【共同研究における目標】

レゴリス付着抑制技術の大面積化、曲面形状への適用、および長期耐久性確保に向けた研究開発を行う。

① 30 cm角以上の大面積部材および曲面形状部材へ適用できる付着抑制技術であること。

② 付着抑制処理前後の初期透過率の低下は5%以内を目標とする。

③ 地上評価として、真空下でのレゴリス曝露後、1G相当の加速度負荷等を与え、未処理材との残留付着状態の比較により、80%以上の付着低減を目標とする。

④ 月面長期運用を見据え、真空中での熱サイクル・UV照射・放射線曝露等の環境負荷を付与した後も、付着抑制性能が維持されること。

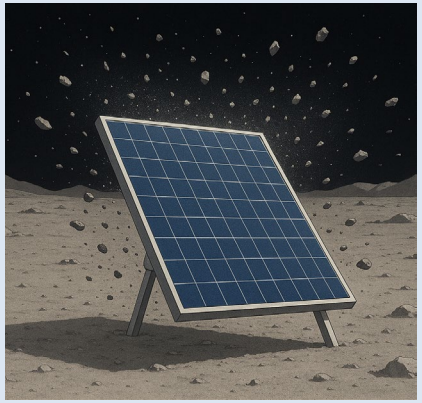

レゴリス付着抑制

【研究資金／期間】 総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 太陽電池、放熱面、光学機器、アンテナ等に関連するメーカー等と意見交換を行い、宇宙実証へ向けたニーズ調査も実施すること。

研究課題(04)
課題名称: 民生FPGA上に実装されたスパイキングニューラルネットワークの放射線ソフトエラー耐性に関する実証研究

ゲームチェンジ型／次世代モビリティ領域

【課題概要】

・最終的な目標: 本研究課題では、スパイキングニューラルネットワーク(SNN)を民生FPGAに実装し、ソフトエラーに対するロバスト性をシミュレーションや実機環境で動作検証することで、宇宙機及び地上製品への適用に向けた可能性を検討する。

・背景/解決すべき課題: 宇宙探査のモビリティ分野では、操作制御技術(例:環境認識・行動計画)などにおいてニューラルネットワーク(NN)の有用性に対する期待が高まっているが、GPUやAIチップの宇宙用製品の開発は未了で、既存の演算環境でNNを動作させるための技術革新が必要とされている。従来のNNでは数値データが同期処理的に積和演算されるのに対し、スパイク(パルス)をニューロン間の情報の媒介とするSNNは、NNの機能に加えて低消費電力の観点で期待される技術である。さらにSNNは放射線起因のソフトエラーに対しても演算原理としてロバスト(不感)である可能性があることから、放射線対策を施した特殊なチップを必要としないことも見込まれる。これらのことからNNの宇宙機適用の敷居を下げるため、SNNのソフトエラーに対するロバスト性を実証する研究を進める必要がある。

【共同研究における目標】

・SNNがソフトエラーに対してロバスト(不感)であるという仮説を以下の方法で実践的に検証する。
  - FPGAのシミュレーション環境でのエラー注入
  - 実際のFPGAを用いたアプリケーションレベルでの放射線評価

・要すれば、SNNのFPGA実装に適したエラー対策を考案する。

・演算対象となる機能(タスク)は、本研究成果(出口)の実際の探査ミッションにおける月火星ローバや火星UAVの航法制御への適用可能性を考慮するとともに、民生分野において同種のイベントベース技術が注目されている自動運転技術との連続性・発展性も踏まえて選定し、研究を遂行する。

・推論タスクをベースラインとしつつ, オンライン学習時の評価も検討する

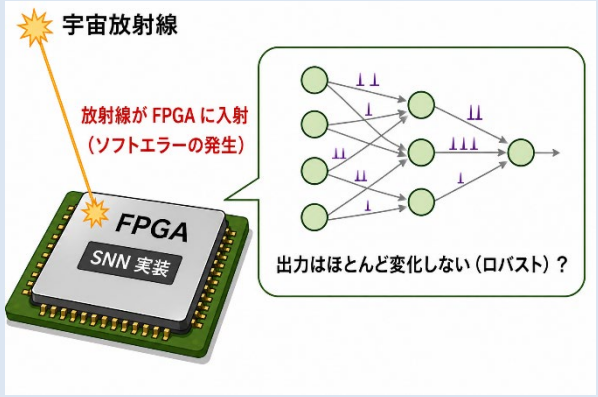

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 研究に使用するFPGAは放射線評価の試験性などを考慮してJAXAと共同で選定する。

研究課題(05)
課題名称: レゴリスの機構品への影響/対策検討と設計ガイドライン案の作成

ゲームチェンジ型／次世代モビリティ領域

【課題概要】

・最終的な目標： JAXA国際宇宙探査シナリオ(案)にある月・火星における短期・長期探査を継続的に進めるために、開発に必要な機器であるアクチュエータへのレゴリスの影響および汚染許容度について、Safety Controlとして適用できる有人/無人に限らないガイドライン案を作成する。
(Safety Control = 安全解析(安全審査)上の対処策)

・背景/解決すべき課題： 近年、月・火星、深宇宙探査のいずれにおいても、探査の幅を広げるためにマニピュレータを含む機構品の活用に関する研究/開発が進められてきている。天体上で使用するものの探査・開発のシーンでは、レゴリスが機構品に付着・噛みこまれてマニピュレータを含む高精度で駆動が必要な機構品の性能低下をまねくことが考えられる。具体的には、「宇宙ではなるべく省電力であることが求められているにも関わらず、挟まったレゴリスが駆動の抵抗になる」「レゴリスが研磨剤のようになって摺動部が短期間ですり減ってしまう」などが考えられる。一方で、評価方式を含めて、月・火星・深宇宙探査における高精度で駆動が必要な機構品へのレゴリスの影響について安全要求に対応したレゴリス対策の基準というものは現時点でJAXA、国内民間ともに存在していないため、今後、一定の安全性を確保した宇宙機を安定して開発するためにも安全基準の策定が必要である。そこで、今回は対象をマニュピュレータ関節とし、Safety-criticalなメカの耐ダスト設計・試験標準案の策定を求める。

【共同研究における目標】

Safety Controlとして以下を満たすレゴリス対策基準を明文化し、ガイドライン案を作成する。

- 対象:マニピュレータ関節
- 開発基準: Safety-criticalなメカ(レゴリスによるクルーへの影響は除く)の耐ダスト設計・試験標準
  (1FT= どこか1か所が故障しても機能を維持することができる状態)
- マニュピュレータの以下の部位について利用環境に対応した試験評価を行う。
  - 軸受け、ハーモニックドライブ、モータ、機械部品(ハウジング、ケース、カバー等)、ネジ穴、ベントホール
    (HWは真空試験を実施する際のモータのみJAXAが分担する)
- 該当部がレゴリスにさらされる(大量、微量)場合及び該当部にレゴリスを強制的に注入した場合について各部へのSafety要求を整理し、試験評価結果に基づく、「Safety-criticalなメカの耐ダスト設計・試験標準」をまとめる。
  (Safety要求整理には有人のみならず無人ミッションのミッションサクセスを含める)
- 具体的な出口戦略の一例として、次世代小天体サンプルリターン計画アクチュエーターへの適用を考える。
- また、試験結果の成果として以下の構築も行う。
  ・レゴリスの機構への影響への評価基準整備として有人ミッションも想定した適合可能な対策基準の明確化
  ・レゴリス耐性評価のための地上試験における試験基準及び試験環境の明確化(真空チェンバ等の試験設備以外の本試験特有の治具等は共同研究者側で準備)

月・火星探査

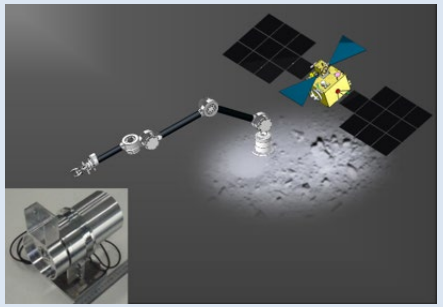
深宇宙探査

【研究資金／期間】 総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 JAXAではレゴリスを用いた評価試験設備/知見提供及び評価/基準策定の一部を担当する。

研究課題(06)
課題名称: 推薬生成プラントの配管溶接ロボットアームの自動制御ソフトウェア

ゲームチェンジ型／次世代モビリティ領域

【課題概要】

・最終的な目標: 国際宇宙探査シナリオ案にある推薬生成プラントの施工における配管を自動溶断溶接するロボットアームの自動制御ソフトウェアを実現する。

・背景/解決すべき課題: 月面プラントを大型拡張・補修するには現地で金属配管の溶接・切断などが必要である。宇宙利用への適合性が高い電子ビーム溶接技術を適用していくにあたって、「低消費電力で小型な電子ビーム溶接機」、「溶接した配管の機密性・強度の担保(スパッタ発生量低減やレゴリスの混入付着対策)や昼夜の温度差・放射線による接合部の劣化」、「不整地斜面に対応した高精度位置決めの為の固定治具を必要としないロボットアームによる複雑形状配管の溶接自動制御」などが課題となる。

【共同研究における目標】

(1)低消費電力で小型な電子ビーム溶接機による複雑形状金属配管の溶接・切断

- 電子ビーム溶接機のスペック例:重量10kg以内、要求電力500W以下、サイズ30cm×30cm×30cm以下
- 金属配管の仕様例:材質(アルミ・ステンレス・チタン)、径(1-1.5インチ)、肉厚(2-3mm程度)、設計圧力(3MPa程度)、複雑形状(L字型、3次元曲面等)
- 昼夜の温度差・放射線による接合部の耐久性やスパッタ発生量の低減

※**低消費電力で小型な電子ビーム溶接機の開発**や**レゴリスの混入付着対策**は本研究対象外。

(2)不整地斜面に対応した高精度位置決めの固定治具を必要としないロボットアーム自動制御ソフトウェア

- 高精度位置決めの為の配管や溶接機を固定する治具を必要とせず、不整地斜面上(傾斜10度以下の月面地面)の月面ローバーに装着したロボットアーム制御による複雑形状の配管自動溶接(3次元曲面)

※**月面ローバー・ロボットアーム自身の開発**は本研究対象外。

月面推薬生成パイロットプラントとロボットアーム自動溶接

【研究資金／期間】 総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 溶接した金属配管の精度検証の為の実験設備は提案者が用意すること

研究課題(07)
課題名称: 宇宙探査用高耐久粘弾性材料の創製と複合宇宙環境耐性評価

ゲームチェンジ型／アセンブリ&マニュファクチャリング領域

【課題概要】

・背景/解決すべき課題: アルテミス計画の進展により月面活動の長期化が進み，安全性・作業性・QOL向上のため柔軟材料の重要性が高まっている。一方，既存のゴム材料は高真空，温度変動，放射線，紫外線，(原子状酸素:地球低軌道適用時)，レゴリスにより劣化し，宇宙環境へ直接曝露される部材への適用実績はほとんどない。特に，居住モジュールのシールや防振部材において技術的空白が存在する。
本研究では，低アウトガス・広温度域柔軟性を満たす材料を用い，シール材・防振材・緩衝材を試作し，気密保持と振動・衝撃吸収性能を評価する。また，紫外線・原子状酸素・放射線・熱サイクルを模擬した加速試験により耐環境性を評価し，将来の地球低軌道での適用実証・月面ローバ/居住モジュール適用に向けた材料選定および評価手法を確立する。

・最終的な目標: 最終目標は，柔軟材料を機器内部用途から拡張し，宇宙環境に直接曝露されるシール・防振・接触部材へ適用することである。具体的には，ガラス転移点温度の低温側拡張により，-110℃～+150℃で柔軟性と粘弾性を維持しつつ適用温度領域の拡大に向けた検討，原子状酸素，放射線，紫外線，熱サイクルに耐える材料を開発する。さらに，気密保持と振動減衰を兼ね備えた多機能部材として，月面モジュール接合部やローバー等における駆動部や電子機器のマウント機構への適用を目指す。

【共同研究における目標】

- - 110℃～+150℃という広範囲の温度範囲を想定した熱環境において，柔軟性と粘弾性を維持する候補材料の試作を行うとともに、適用温度範囲の拡大に向けての可能性を検討する。
- 高真空，紫外線，原子状酸素，放射線，熱サイクル後の機械特性・減衰特性・表面劣化の評価データを取得し、素材としての宇宙環境における実力を明確化する。
- 防振材，シール材，緩衝材等の簡易部材を試作し、振動/衝撃吸収または気密保持に係る有効性を確認する。
- 将来の地球低軌道での適用実証、月面ローバ/居住モジュール適用に向けた材料選定・評価プロトコル案を整理する。

【研究資金／期間】総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】JAXAは宇宙環境条件，適用候補部位，評価項目，曝露/模擬環境試験に関する知見を提供する。提案者は、ポリマー/添加剤の配合設計，混練・成形，材料物性評価，試験片/簡易部材の製作体制を有することを要件とする。特定の材料商標・製法には限定せず、同等以上の耐環境性と評価遂行能力を求める。

図 ハビテーション領域の重点分野

研究課題(08)
課題名称: 食料生産システムの自動化・自立化に関連する研究開発

【課題概要】

ゲームチェンジ型／ハビテーション領域

・**最終的な目標:** 月面基地等の閉鎖環境において、限られた宇宙飛行士の作業時間を高度付加価値活動へ集中させるため、栽培管理、収穫、搬送等の食料生産関連作業を可能な限り自動化・自律化する技術基盤の確立に貢献する。特にロボティクス、AI、センシング、通信、デジタルツイン等の技術を統合し、宇宙飛行士の介入を最小限とした持続可能な食料生産システムの実現を目指す。

・背景/解決すべき課題: 月面等の閉鎖環境では人的リソースが極めて限られており、食料生産に伴う日常的な作業を人手に依存し続けることは探査活動全体の効率を低下させる要因となる。また現在のスマート農業技術においては部分的な自動化の適用に留まっており、自動化・自立化に関する技術は十分確立されていない。そこで本研究では人の介在を最小化した自律食料生産システムの実現に必要な要素技術もしくは統合技術を確立する。

【共同研究における目標】

(1)栽培管理、収穫、搬送などの食料生産に関わる一連の作業の自動化・自律化に必要な技術基盤を検討し、個別技術の高度化およびシステムとしての統合方法を提案すること。技術基盤として、以下のような技術を募集する。

・ロボットによる作業代替技術

・AIを活用した生育管理や運用最適化技術

・センシングおよび通信・測位技術

・デジタルツインによる運用支援技術

(2)人による介入を最小限としながら環境変化や状態変動に柔軟に適応できる自律食料生産システム構築向けた実現性の評価・検討・要素技術実証を行うこと。

(3)本研究を通じて得られる技術や知見を、将来の月面フードシステムをはじめとする宇宙居住環境へ展開するとともに、地上のスマート農業や省人化農業への応用も見据え、宇宙・地上双方における社会的・事業的価値の創出への貢献を目指すこと。

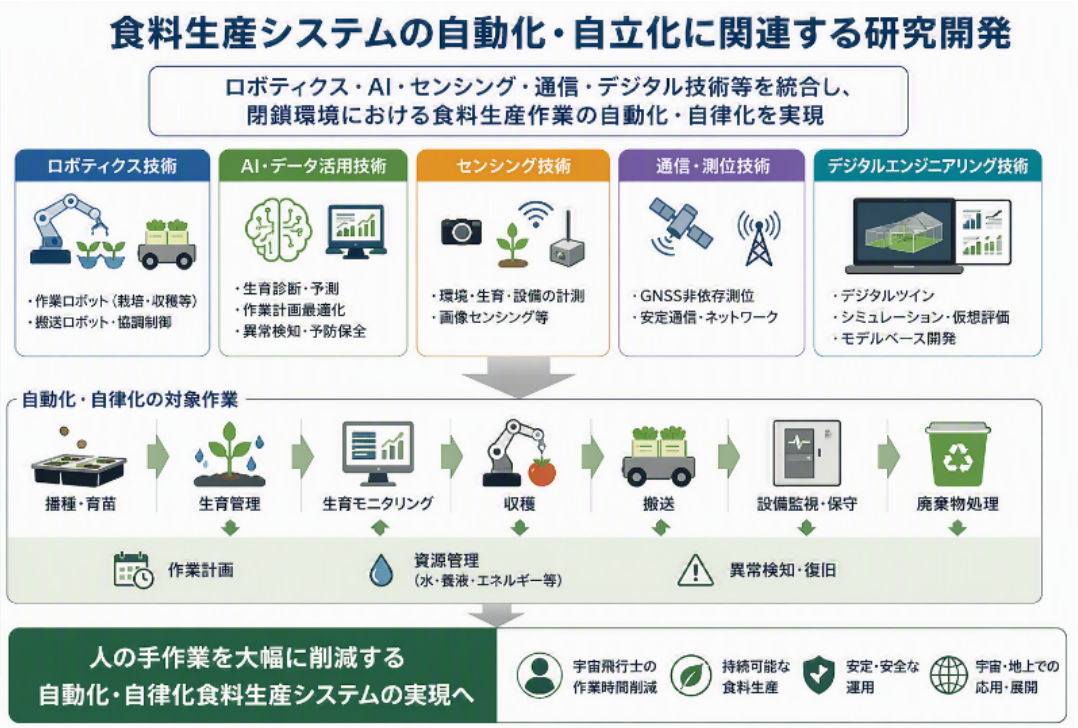

【研究資金／期間】 総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 特になし

研究課題(09)
課題名称: 低重力環境における資源循環インフラの開発

ゲームチェンジ型／ハビテーション領域

【課題概要】

・**最終的な目標:** 本研究は、月面ハビテーションにおいて生活排水を起点とした水・エネルギー・栄養塩および微生物機能の循環を実現し、外部資源に依存しない持続的な居住環境の構築に貢献することを目的とする。

・**背景/解決すべき課題:** 月面では炭素・窒素等の有機資源が希少であり、従来の排水処理は資源回収効率や環境適応性の面で課題がある。また低重力環境では気液分離など重力依存技術の適用が困難である。本研究ではこれら課題を踏まえ、低重力環境に適合した生活排水の資源循環システムの実現に向けた基盤技術の確立を目指す。

【共同研究における目標】

本研究では、低重力環境における資源循環の実現に向け、特にトイレを中心とした生活排水を起点とした水・エネルギー・栄養塩および微生物機能の統合的・効率的な回収・再利用の成立性を検証することを目標とする。

・月面居住の初期段階(4人規模の常時滞在)を想定し、日量0.01m³程度の排水処理を対象として、メタン等のエネルギー回収、栄養塩回収、水再生の各要素について、生活排水処理をを実現する資源回収型排水処理システムの全体像を構築する。

・エネルギー自給率の向上、主要資源(メタンやアンモニア)の高回収率化(≥90%程度を想定)および外部補給依存の低減を、エネルギー収支および物質循環の観点の定量評価を行う。

・低重力環境下における気液分離の基礎現象の把握を行い、運転安定性および維持管理性を含めた長期運用の成立条件を検討する。なお評価にあたっては小規模での実証システムを構築し、定量評価を行う。

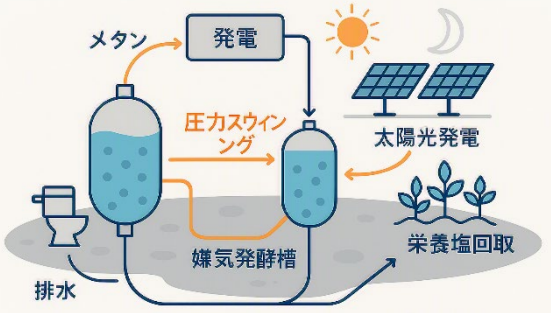

資源循環システム

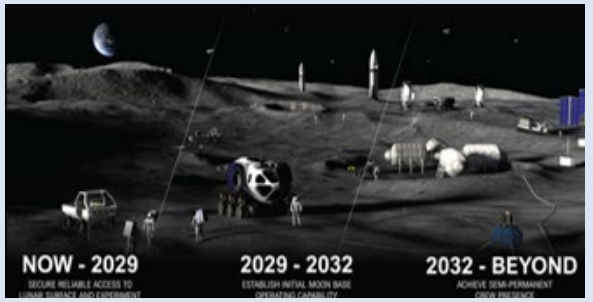

NASA moon base construction

【研究資金／期間】 総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 特になし

研究課題(10)
課題名称: 宇宙探査に向けた滞在空間の設計および空間制御技術の確立

ゲームチェンジ型／ハビテーション領域

【課題概要】

・最終的な目標: 月面長期滞在時における快適性・利便性・衛生性を備えた次世代型宇宙トイレの構築を目指す。限られた空間の中でダイニングラバトリの概念を導入し、生活機能を一体化した居住空間を実現する。月面の1/6重力下において、微小重力環境とは異なる空間設計・環境制御技術の確立を図る。

・背景/解決すべき課題: 有人与圧ローバなどのようにコンパクトな宇宙居住空間では、プライベート空間の確保、騒音・臭気対策、衛生環境の維持が重要な技術課題となる。これらの課題に対応するため、居住性を高める空間設計技術と、防音・消臭・殺菌技術の確立が必要である。

【共同研究における目標】

- 地上と異なる宇宙特有の制約事項を踏まえ、スペースユーティリティを最大化しつつ、簡易な操作、安全面、衛生面を考慮した空間設計を検討をすること。
- 環境制御技術のために必要な要素技術の試作と検証まで行うこと。
  特に、キーとなる以下の技術に取り組み、フィージビリティの確認、要素技術の確立を目指す。
  ① リビング空間とラバトリが隣接する中で、プライバシー確保、音や臭いの軽減、衛生的環境を狙いとして空間設計に関する基準・評価手法
  ② 空間環境制御として、便と尿の分離技術、除菌・消臭技術

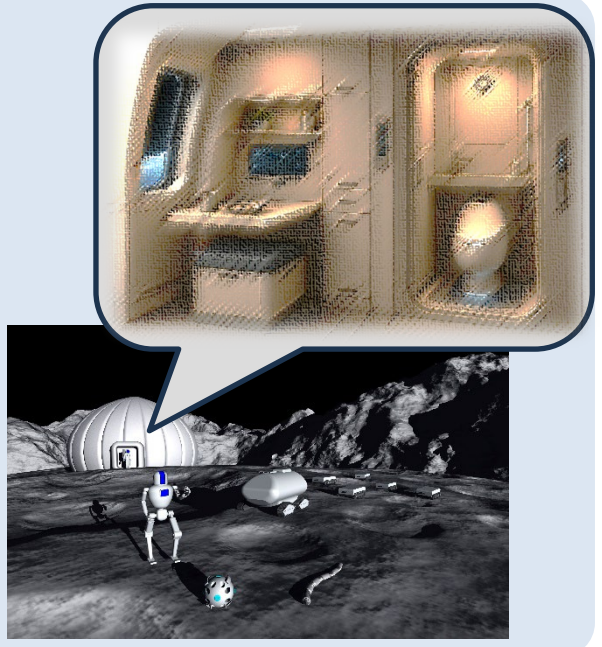

【研究資金／期間】 総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 特になし

研究課題(11)
課題名称: DNAベースの微生物検出の惑星保護適用に向けた技術開発

ゲームチェンジ型／その他

【課題概要】

- **最終的な目標:** 火星の科学探査・有人探査と惑星保護の両立に向けたDNAベースの微生物検出技術の獲得
- **背景/解決すべき課題:** 火星着陸等の宇宙探査においては、地球由来の微生物による汚染を防ぐため、打上げ前の宇宙機のバイオバーデン管理を含む惑星保護対応が必要となる。現在主流の培養法では、検出できる微生物の量や種類が制限されている。近年、メタゲノム解析をはじめとするDNAベースの微生物検出技術が急速に発展している。これらの検出技術を惑星保護に適用することで、火星における将来の科学探査や有人探査と惑星保護の両立が実現すると考えられているが、これらの最先端の手法の多くは研究用途を前提としており、惑星保護の現場へ適用するには、感度、再現性、運用性などの面で課題が残されている。

【共同研究における目標】

本課題では以下を目標とする。具体的な手法の提案や、定量的な評価が含まれていると望ましい。

- 極微量DNAの検出時に問題となるバックグラウンドノイズやコンタミネーションの低減、解析プロセスの標準化等の要素技術開発のいずれかを達成すること。
- 現時点の標準法(培養法)で約1 CFU(Colony Forming Unit)/m^2程度の低バイオバーデン環境において、開発した要素技術を用いて培養に依存しない微生物に関する量・種類等の評価を達成すること。

打上げ前の宇宙機の
微生物汚染管理

培養に依存しない検出方法の
惑星保護への適用

【研究資金／期間】 総額10,000千円以下／24か月以内

【留意事項】 必要に応じて、JAXAが所有する惑星保護クリーンルームを利用できる

チャレンジ型

【研究目的・特徴】

※チャレンジ型は自由な提案を求める趣旨であるため、課題設定は行いません。

- 従来の枠組みに捉われない自由な発想に基づく、将来の宇宙探査及び新産業の創出につながるシーズベースの挑戦的な研究を対象とします。
- 具体的な計画や成果予測が現時点で成熟段階に至っていなくとも、提案技術や研究が実現した際に新たな技術分野や市場を創成しうる期待値(研究成果のインパクト)を重視します。
- 「挑戦すること」や「新しく試みること」に価値を置き、提案者のビジョンや創意工夫を尊重し、探査ハブが実現可能性を高めるための支援を行います。
- 基礎研究・応用研究・実証研究の各段階に応じて幅広く歓迎し、技術領域における重み付けについても柔軟に対応します。また、事業分野や技術裾野の拡大に努め、提案者と共に新たな可能性を開拓していくことを目的としています。

【研究資金／期間】 総額3,000千円以下／12か月以内

【留意事項】 特になし

審査基準(採択時)

資料 2

A システム型研究 ゲームチェンジ型と異なる箇所をアンダーラインで識別

① 研究課題の設定趣旨との整合性
・公募で提示した研究課題を適切に理解し、その実現に必要な技術や課題を的確に把握していること
② 研究目標・計画の妥当性・実現性
・目標が提案者の実績、データ、成果に基づき、定量的に明確であり、実現性が高いこと ・公募で提示した研究課題に対する解決について具体的に提案された計画となっていること ・計画がこれまでのデータ・成果に基づき、具体的かつ合理的に立案されていること ・システムの実現に必要な技術や課題を的確に把握し、技術の確立、課題の解決について具体的に提案されていること
③ 技術的革新性(イノベーションインパクト)
・月から火星をめざした探査に対し、新たな価値や革新的なサービスをもたらすことが期待できる技術であることが説得性をもって述べられていること(既出の技術であっても、その組み合わせ／創造性によって新たな価値創出が期待できる場合を含む) ・宇宙・地上事業への期待がある場合は、新たな事業的価値／社会的インパクトの創出が期待されることが説得性をもって述べられていること ・技術の独創性(新規性)及び国内外問わず、技術の競合優位性(技術的ベンチマーク、経済的優位性)が、論文、特許、インターネット等の調査に基づき具体的に述べられていること
④ 研究開発体制の妥当性
・研究開発体制が適切に組織されており、企業・大学及び JAXA との役割分担が明確にされていること ・参画企業が研究開発を実施できる経営基盤、技術開発力等の技術基盤を有していること ・各参画機関に研究・事業実施の意欲があり、自己の経営資源(人的・資金的リソース)の投入も想定していること
⑤ 研究開発に伴うリスク
・過去の研究プロジェクトとの関連がある場合は、その結果(うまくいっていない場合の要因分析を含む)が適切に反映されていること ・他の研究資金(JAXA 内の他部門の資金、宇宙戦略基金等の活用を含む)にて類似の研究が行われていないこと(申請中を含む)
⑥ 出口戦略の検討状況
本研究成果を活かした形での出口戦略が具体的に練られているか ・宇宙実証もしくは事業化達成へのロードマップ・スケジュール・マイルストーン等が具体的に検討されているか ・企業の場合は研究体制の維持・拡張のため、本研究成果を活かす形での地上でのビジネス化、または社内の経営層やビジネス部門との連携等が具体的に検討されているか

B ゲームチェンジ型研究 システム型と異なる箇所をアンダーラインで識別

① 研究課題の設定趣旨との整合性
・公募で提示した研究課題を適切に理解し、その実現に必要な技術や課題を的確に把握していること
② 研究目標・計画の妥当性・実現性
・研究目標が具体的かつ定量的に明確であり、実現性が高いこと ・計画がこれまでのデータ・成果に基づき、具体的かつ合理的に立案されていること
③ 技術的革新性（イノベーションインパクト）
・月から火星をめざした探査に対し、新たな価値や革新をもたらすことが期待される技術であることが説得性をもって述べられていること（既出の技術であっても、その組み合わせ／創造性によって新たな価値創出が期待できる場合を含む） ・技術の独創性（新規性）及び国内外を問わず、技術の競合優位性（技術的ベンチマーク、経済的優位性）が、論文、特許、インターネット等の調査に基づき具体的に述べられていること
④ 研究開発体制の妥当性
・研究開発体制が適切に組織されており、企業・大学及び JAXA との役割分担が明確にされていること ・参画企業が開発を実施できる新規技術開発力等の体制基盤を有すること
⑤ 開発に伴うリスク
・過去の研究プロジェクトとの関連がある場合は、その結果（うまく行っていない場合の要因分析を含む）が適切に反映されていること ・他の研究資金（JAXA 内の他部門の資金、宇宙戦略基金等の活用を含む）にて類似の研究が行われていないこと（申請中を含む）
⑥ 出口戦略の検討状況（加点項目）
本研究成果を活かした形での出口戦略が練られているか ・宇宙実証もしくは事業化達成へのロードマップ・スケジュール・マイルストーン等が検討されているか ・企業の場合は研究体制の維持・拡張のため、本研究成果を活かす形での地上でのビジネス化、社内の経営層やビジネス部門との連携等が検討されているか

C チャレンジ型研究

① 独創性
・チャレンジングな研究、独創性のあるアイデアであること
② 新規性・インパクト
・他の機関、制度で行われていない新しい研究であり、JAXA で取り組む意義があり、研究の成果にインパクトがあるアイデアであること
③ 発展性・実績（加点項目）
・JAXA との共同研究により発展が見込めそうな研究、アイデアであること
④ 時間的制約性（加点項目）
・研究が目標に到達する時期と研究に着手する必要性が明確なアイデアであること
⑤ 実現可能性（加点項目）
・研究が目標を達成する確度が明らかなアイデアであること

資料 3

クロスアポイントメント制度とは

大学、研究機関、企業等、二つ以上の機関に同時に雇用されつつ、機関間で事前に調整されたエフォートで、それぞれの機関に従事することを可能にする制度です

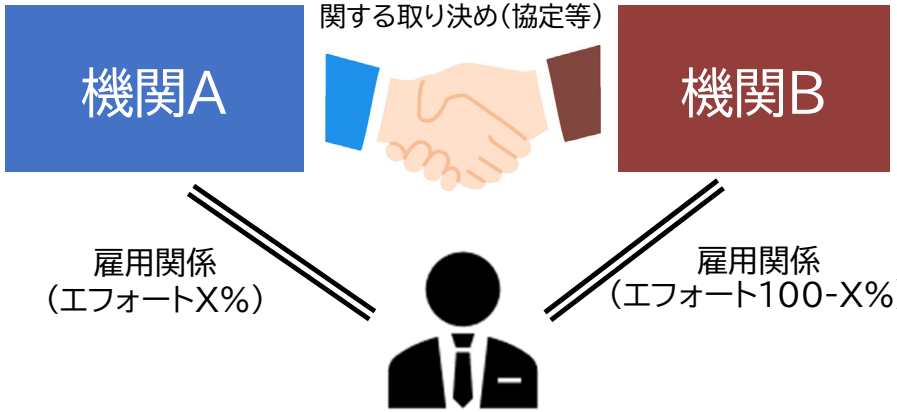

例：

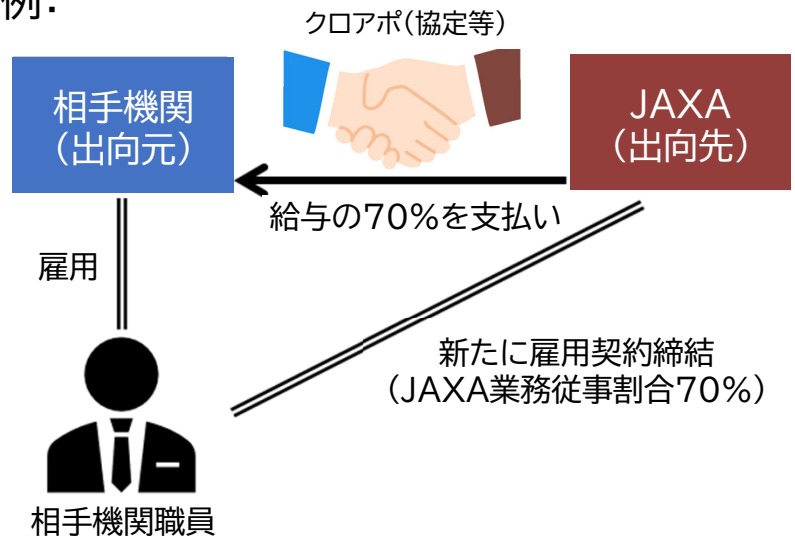

＜期待される効果＞

ＪＡＸＡ：企業等人材の登用、知の融合により新たなアイデアをJAXA事業に活用

相手機関：新しい知見の獲得による企業内での組織活性化、宇宙事業参画への新たな一助

資料4

自己投資に換算する費目の例

ご提案の研究に対して、JAXAから提供する研究費以外に、提案機関が自ら投資、提供する見込みのリソースのうち、下記に該当するものを概算してください。

・共同研究に使用する設備・備品、資材・部品・試薬等消耗品の物品購入費

・共同研究に参加する研究者が共同研究に関連して出張等する際の旅費

・共同研究に参加する研究者の人件費（所属研究者のほか実験補助者等も含む）

・研究成果の事業化検討に資する研究開発（商品プロトタイプ製作等含む）、マーケティング・市場調査、知的財産の分析調査等の経費

・共同研究で使用する自己の施設・設備等の利用料等（金額が換算できるもの）

・関連する間接経費、一般管理費相当

※なお、研究提案書への記載額やその実績額については、詳細や根拠資料の提示を求めたり、JAXAが額の精査等を行うことはありません。
研究提案書への記載額は、選定及び共同研究実施に際しての参考、または制度運営の参考にさせていただくものであり、公開はいたしません。

様式 1

Moon to Mars Innovation
研究提案書

※本提案書は日本語で作成し、文字サイズ 10pt 以上、A4 用紙 10 枚程度、10MB 以下を目安としてください。
※補足説明用（A4 用紙 10 枚程度、10MB 以下を目安）の資料添付は可能。
※ご提出の際は PDF 形式としてください。
※本提案書は、提案者の同意なしに公開されることはありません。（ただし、本 RFP の選考・評価等においては守秘義務を課したうえで選考委員等に提供・開示いたします。）
※青字で記載している文書は本提案書作成上の注意事項です。提出時には削除ください。

1. 提案者情報

（1）提案機関名　※原則は法人名、個人でのご提案の場合には個人名としてください。			
代表提案機関（1機関）			
代表提案者氏名	（代表提案機関所属の個人）		
代表提案者所属部署		役職	
共同提案機関			
（2）提案担当者（1名）　※必須。本提案に係る審査結果、問合せ等の連絡先として登録します。代表提案者と同じでも構いません。			
氏名		ふりがな	
所属機関			
所属部署		役職	
電話		メール	
住所			
（3）秘密保持契約締結の希望　※ご記入がない場合にはご希望なしと承ります。			
□ なし　　□ あり　⇒様式 3「秘密保持契約書雛形」に必要情報を記入の上、ご提出ください。			
（4）共同研究契約書雛型　条文の確認　※必須。原文で契約となりますので事前に内容確認ください。			
□ 契約条文を確認し、原文で契約となることを了承しました。			
（5）募集要項本文　知的財産権・成果の取扱い、その他（安全保障管理等）の確認			
□ 第 14 回研究提案募集（RFP）募集要項の 5 項(知的財産権・成果の取扱い)、6 項(その他)の内容を確認し、遵守します。			
（6）省庁統一資格の取得確認（企業/団体のみ回答必須）			
□ 採択内定通知後、研究計画の提出に向けて、省庁統一資格（競争参加地域等：関東・甲信越／資格の種類：役務の提供等「303 調査・研究」）を契約締結前までに提出することに同意します。			
（7）提案機関の事業　※提案機関に含まれる企業等について記載してください。			

2. 提案内容

(1)応募課題	(資料 1「RFP14 募集課題一覧」の課題番号及び研究課題名を記載ください。)
(2)提案する研究の名称(共同研究の名称)	
(3)研究要旨 ※本提案が採択された場合、本内容を公開することがありますので、秘密情報を含まない記述としてください。	
ターゲットとする技術(何を解決するための技術か)、提案する研究の内容について 300 字程度で記入ください。	
(4)提案研究の概要	
① 応募課題に対する提案の概要と総括的な目標 ※資料 1「RFP14 募集課題一覧」をお読みいただき、JAXA から提示した課題に対してどのような目標を立てて解決を目指していくかについて、具体的・定量的に記入ください。 ※システム型の研究については、宇宙探査ミッション及び企業の宇宙事業の双方に有益なシステムを目指す研究であることを念頭に、本研究の終了後を想定して総括的な目標を記入ください。 ※ゲームチェンジ型の研究については、従来の宇宙探査の枠組みを根本から変革、新たな探査手法や資源利用の可能性を広げるブレークスルー技術の研究であることを念頭に、本研究の次のフェーズを想定した総括的な目標を記入ください。 ※チャレンジ型の研究については、従来の枠組みに捉われない自由な発想に基づく、将来の宇宙探査及び新産業の創出につながるシーズベースの挑戦的な研究であることを念頭に、新たな技術分野や市場を創成しうる可能性がわかるように記入ください。 ② 提案者の提案技術に関するこれまでの研究開発状況、実績、特許等の出願・取得状況 ※ここに記載する論文発表や出願特許については様式 2「特許論文リスト」に詳細を記入ください。	

③ 提案技術の世界的に見たベンチマーク、セールスポイント

③－１:先行技術や競合技術とその研究開発状況、関連する他者の文献や特許等、市場動向など

③－２:③－１に対する独創性、優位性

(5)研究計画

① 研究目標及び研究方法

※下記(５)④に記載の研究実施項目ごとに達成目標（具体的数値が望ましい）並びに達成目標に対して実施する研究方法を具体的かつ明確にご記入ください。

研究実施項目 1.・・・・・・・・

達成目標 1.例）□□における▲▲の最適条件を明らかにする

●●の××を■%向上

〇〇〇の仕様を決定

研究方法 1.・・・・・・・・

研究実施項目 2.・・・・・・・・

達成目標 2.・・・・・・・・

研究方法 2.・・・・・・・・

研究実施項目 3.・・・・・・・・

達成目標 3.・・・・・・・・

研究方法 3.・・・・・・・・

研究実施項目 4.・・・・・・・・

達成目標 4.・・・・・・・・

研究方法 4.・・・・・・・・

② 研究実施体制

代表 ※1	参画機関	役割	事業主体 ※2
○	○○株式会社		○
	株式会社△△		
	■■大学		
	JAXA	想定する JAXA 担当項目を記載ください 例：宇宙適用検討、環境試験、○○製作等	
クロスアポイントメント制度（資料 3 を参照）による出向者の見込み			
□ なし　□ 検討中　□ あり （所属元：　　）			

※1 提案代表機関に○をつけてください

※2 研究成果の事業化にあたり、事業主体となる企業（団体等含む）に○をつけてください

③ 研究期間／研究費額

研究期間（資料 1 の上限以内）	ヶ月

研究費　年度内訳（JAXA 提供額は資料 1 の上限以内）		
年度	JAXA 提供額※4	提案者自己投資想定額※5
2027 年度	千円	千円
2028 年度	千円	千円
2029 年度	千円	千円
合計額	千円	千円

※3 研究開始については 2027 年度 4 月以降を想定して記載してください

※4 JAXA から提供する研究費は一般管理費（直接経費の 10%を上限）及び消費税（10%）、コスト変動調整率(研究期間が 1 年度の場合は1%、2 年度の場合は 2%、3 年度の場合は 3%を直接経費・一般管理費の総額に付与可能)を含む額とします（費目の詳細は、第 14 回研究提案募集(RFP14)募集要項 2-2 項を参照ください。）

※5 ご提案の研究に対して JAXA 提供研究費以外に提案機関が自ら投資、提供する見込みの資金等について「自己投資想定額」として、可能な範囲で記載ください

※6 本研究提案書提出以降は「年度ごとの予算計画総額」は変更できませんのでご留意ください

＜機関ごとの内訳＞JAXA 提供額の機関ごとの配分について、受領見込みがある機関ごとに記載ください。

機関 1：○○株式会社		
年度	JAXA 提供額※4	主な使途
2027 年度	千円	
2028 年度	千円	
2029 年度	千円	
合計額	千円	

機関 2:株式会社△△		
年度	JAXA 提供額※4	主な使途
2027 年度	千円	
2028 年度	千円	
2029 年度	千円	
合計額	千円	

機関 3:■■大学		
年度	JAXA 提供額※4	主な使途
2027 年度	千円	
2028 年度	千円	
2029 年度	千円	
合計額	千円	

④ 研究実施項目及び分担

研究実施項目	○○	△△	■■	JAXA
1.・・・・・・・	○			
2.・・・・・・・	○	○	○	
3.・・・・・・・				○
4.・・・・・・・		○	○	

(6)他の研究資金(宇宙戦略基金等、JAXA 内の他部門の資金を含む)獲得・申請状況

① 過去に他の研究資金等(宇宙戦略基金等、JAXA 内の他部門・部の資金を含む)を受けて研究実施したことがある場合、その結果(うまくいっていない場合の要因分析を含む)

② 他の研究資金(宇宙戦略基金等、JAXA 内の他部門の資金を含む)への申請を行っている、またはその予定がある場合、申請先・研究資金名称・機関・金額等

③ 現在、研究実施している比較的近い分野のテーマがある場合、研究機関・資金名称・テーマ名を記載してください。そして前記テーマと本提案との違いを簡潔に記載してください。

3. 出口戦略（宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化）

※システム型へのご提案の場合は、下記①～④に全て記入をお願いします。
※ゲームチェンジ型、チャレンジ型へのご提案の場合は、可能な範囲で記入をお願いします。

① 研究終了後の出口戦略（宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化）の概要
本研究成果を足掛かりに、どのような出口（宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化）を構想しているのか。本研究成果の地上転用を狙う場合、どのような製品・サービスを構想しているのか。
※本研究の成果をもとに、どのように出口を考えているかについてその構想を具体的に記載ください。

② 出口(宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化）に向けたロードマップ、マイルストーンと想定される時期

③ 出口（宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化）を推進する体制
※特に以下の観点で具体的に記載ください。
・社内の経営層やビジネス部門の関与、対話状況を記載ください。
・宇宙関係企業の取込み、より高次のシステム技術を有する研究機関・企業の取込み、JAXA 他部門・部署、JAXA プロジェクト等との連携予定があれば、あわせて記載ください。
・獲得した技術の地上転用による研究体制の維持・強化を記載ください。
・更なる資金の獲得予定を記載ください。

④ 出口（宇宙実証、宇宙探査プロジェクト適用、事業化）の社会的価値
どのような社会課題の解決につながるのか等、社会的価値を記載してください。

4. その他

（1）特記事項
上記の 2. 提案内容、3. 出口戦略に当てはまらない事項や特筆すべき事項などがあれば記入してください。
（2）JAXA への要望、その他

※本提案研究を実施する上で JAXA への要望やその他事項があれば記入してください。
（JAXA への要望例：JAXA が保有する試験設備の利用希望、宇宙環境に関わる情報提供の希望　など）

以上

様式 2

本提案に関係する特許･論文リスト

※本提案に関係する出願特許及び発表論文等を記載してください。多数ある場合には、重要度の高いものから順番に、最大5件を記載してください

※論文等については web で閲覧できない場合、原稿の提供をお願いする場合がございます、ご了承ください

1. 出願特許：本提案の実施体制に含まれる機関が出願人となっている出願特許を記載してください

項番	発明の名称	出願番号・公開番号	特許番号	発明者 ※全員を明記	出願人 ※全員明記
1					
2					
3					
4					
5					

2. 発表論文等：本提案の実施体制に含まれる機関に所属する研究者が著者となっている論文等を記載してください

項番	タイトル	掲載先※WEB で閲覧可能なものは URL も記載してください	著者
1			
2			
3			
4			
5			

様式 3

秘密保持契約書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「甲」という。)及び○○(以下「乙」という。)とは、宇宙探査イノベーションハブ「Moon to Mars Innovation」に関する第 14回研究提案募集(RFP)において、甲及び乙が提供、開示する秘密情報の取り扱いを規定することを目的とし(以下「本目的」という。)、以下のとおり契約を締結する。

(定義)

第1条 条本契約において、開示当事者とは、本契約当事者のうち、他の本契約当事者に対し秘密情報を開示する者をいう。受領当事者とは、開示当事者から秘密情報を受け取る本契約当事者をいう。

2 本契約において秘密情報とは、甲及び乙が RFP に基づき相互に提供、開示する情報であって、書面、図面、電磁的記録媒体及び物品等の有形の媒体並びに電子データ(電子メール及び電子ファイルを含む)により秘密情報を開示する場合には、提供、開示に際して秘密であることを通常受領した者において可読な方法により表示した情報をいう。また、本契約の秘密情報には、本契約の署名以前に本件に関連して、相手方から提供、開示を受けた情報を含むものとする。なお、口頭、実演、上映及び投影等の無形の手段(電子データを除く)により秘密情報を開示する場合には、相手方に開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後30暦日以内に、当該秘密情報を書面又は電子データにて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、相手方に送付するものとする。要約内容に異議がある場合、受領当事者は当該書面の受領後 30 暦日以内に書面により異議を申し立てなければならない。

3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外するものとする。

(1) 相手方から知得する以前に既に公知であるもの。

(2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

(3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

(5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。

(6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

(秘密保持及び第三者開示)

第2条 受領当事者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、自ら以外の者に一切の秘密情報を開示せず、使用させない。

2 甲及び乙は、相手方から提供、開示された秘密情報を、自己の役員あるいは従業員であっても、知る必要のある者以外に漏洩し又は提供、開示してはならない。

3 甲及び乙は、相手方から提供、開示された一切の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、これを第三者に提供、開示してはならない。ただし、甲が本目的の範囲において第三者(本目的に係る業務を委託する業者又は外部委員等)に開示する場合はこの限りではな

い。

4　甲及び乙は、前項の規定により、第三者に秘密情報の提供、開示を行う場合（甲が前項ただし書きの規定により開示する場合を含む。）には、本契約において自らが負うものと同等の義務を当該第三者に負わせるものとし、当該第三者による本契約内容の違反は、当該第三者へ秘密情報を提供した甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。

5　第1項の規定にかかわらず、受領当事者が法令に基づき裁判所又は行政機関から秘密情報の開示を要請された場合、受領当事者は当該裁判所又は行政機関に対し、合理的に必要な範囲で秘密情報を開示できる。当該秘密情報の秘密性を保持するため、受領当事者は当該開示先に対し可能な限りの秘密保持の措置を講ずるとともに、可能な限り開示に先立ち、または事前の開示ができない場合には開示後直ちに、受領当事者は開示当事者に対し当該開示先に対する開示内容を書面により通知する。なお、開示当事者が裁判所又は行政機関に対し秘密情報を開示する場合でも、第1条第3項に規定された場合を除き、秘密情報の該当性は損なわれない。

（秘密情報の管理）

第3条　甲及び乙は、すべての秘密情報を善良な管理者の注意をもって、かつ、秘密情報の種類、性格に応じた適切な方法により保持管理する。ただし、開示当事者が受領当事者に対し、秘密情報の取り扱い（使用条件、使用環境、開示範囲、使用期間、保持管理方法等を含み、これに限らない。）につき別途書面で指定した場合又は受領当事者が開示当事者の書面による同意を得た場合はこの限りでない。

（目的外利用の禁止）

第4条　甲及び乙は、本目的で使用する場合または相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、相手方から提供、開示された秘密情報を使用してはならない。

（個人情報の取扱い）

第5条　受領当事者は、本目的に関連して開示当事者から開示された個人情報（個人情報保護法第2条第1項の定めに従う。）を、本契約に従い秘密情報として取り扱うとともに、個人情報保護法その他の関連法令等に基づいて厳重に取り扱うものとする。

（輸出管理規制）

第6条　受領当事者は、秘密情報を用いて外国為替及び外国貿易法及び関連政省令等（以下「外為法等」という。）に基づき輸出または技術の提供を行う場合、事前に開示当事者の書面による同意を得るとともに、外為法等を遵守し輸出許可取得等必要な手続きを行う。

（権利への影響及び事前協議）

第7条　本契約は、開示当事者が秘密情報に関して有するいかなる権利にも影響を及ぼさない。

2　本契約に基づき開示当事者が秘密情報を受領当事者に開示する行為は、開示当事者が現在又は将来保有する特許権（出願中のものを含む。）、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他知

的財産権（以下、「特許権等」という。）につき、その実施、使用又は利用を受領当事者に許諾するものではない。

3　受領当事者が秘密情報に基づいて発明、考案、創作等をし、特許権等の出願手続きを行う場合には、開示当事者に事前に書面で通知し、特許権等の帰属、権利の持分等については本契約当事者間で協議の上別途定めるものとする。

（非保証）

第8条　開示当事者は、秘密情報を現状のまま開示し、秘密情報の正確性、有用性及び充分性を一切保証しない。また、開示当事者は、受領当事者が本契約に基づき秘密情報を使用したこと又は使用できなくなったことに起因して、損害が生じ、または損害賠償責任その他の負担を被った場合でも、一切責任を負わない。

（損害賠償）

第9条　甲及び乙は、相手方が本契約に違反し又はその他相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。ただし、天災、火災、地震、洪水、戦争、暴動、テロ行為、争議行為（ストライキ）、その他サイバー攻撃を含む、相手方の責に帰し難い事由による場合は、この限りでない。

（契約終了後の処置）

第10条　甲及び乙は、本契約の有効期間満了又は前条により契約が終了した場合、相手方から入手した書面、電子データ等であって秘密情報を含む全てのものを直ちに相手方の指示および双方合意を得た方法により、廃棄又は返還し、その複製物も保有してはならない。ただし、引き続き保有することについて相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（反社会的勢力排除条項）

第11条　本契約当事者は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。

1 本契約当事者の代表者、役員または実質的に経営を支配する者（以下「役員等」という。）が暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当せず、また将来にわたっても該当せず、かつ、暴力団等反社会的勢力と取引等をしないことを表明保証する。

2　本契約当事者が暴力団等反社会的勢力による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、ただちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。

3　前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容と書面により相手方に通知する。

4　第 1 項でいう暴力団関係者とは、個人または法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。

（1）　暴力団員と認められる場合

（2）　暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

（3）　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合

（4） 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合

（5） 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

（6） 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合

（7） その他、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合

5 本契約当事者は、相手方が第１項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。相手方は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。

6 本契約当事者が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本目的に影響を受けたときは、契約当事者間で協議してこれを解決するものとする。

（契約上の権利義務の移転の禁止）

第12条 契約当事者は、相手方の事前の書面による同意なく、本契約上の地位の全部または一部、本契約により発生した権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継、貸与、移転その他の処分をすることができないものとする。いかなる譲渡も、合意された譲渡前に当該当事者に開示された秘密情報に関する本契約に基づく当事者の義務を免除しない。

（有効期間）

第13条 本契約の有効期間は、YYYY 年 MM 月 DD 日（研究提案書の提出日）から2年間とする。ただし、甲及び乙の書面による同意により、本契約は変更、解除又は延長することが出来る。

（存続条項）

第 14条 本契約が終了した場合でも、第１条（定義）、第２条（秘密保持及び第三者開示）、第３条（秘密情報の管理）、第４条（目的外利用の禁止）、第５条（個人情報の取扱い）、第6条（輸出管理規制）、第7条（権利への影響及び事前協議）、第8条（非保証）、第9条（損害賠償）、第10条（契約終了後の処置）、第11条（反社会的勢力排除条項）、第 12条（契約上の権利義務の移転の禁止）、第 13条（有効期間）、第 14条（存続条項）、第 15条（協議による解決）、第 16条（準拠法）、第 17条（裁判管轄）の規定は対象事項が存在する限り、効力が存続する。

（協議による解決）

第15条 甲及び乙は、本契約の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、相互に誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

（準拠法）

第 16条 本契約は、日本法に準拠し、かつ、日本法に従って解釈される。

（裁判管轄）

第17条　本契約に起因しまたは関連して生じる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、本契約当事者が記名捺印の上、各自1通を保有する。

本契約締結日：YYYY年MM月DD日

神奈川県相模原市中央区由野台3丁目1－1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
宇宙探査イノベーションハブ
ハブ長　　森　治

○○　※住所をご入力ください
○○　※機関名をご入力ください
○○　○○　※押印者の役職・氏名をご入力ください

※研究提案募集(RFP)募集要項等に記載の通り、原則原文通りにて契約いたします。
なお、本雛型は現時点での原案であり、機構内規程の変更による軽微な文言修正等が
必要となった場合は、採択通知の際にお知らせをさせていただきます。

共同研究契約書（二者間の場合）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）、●●（以下「乙」という。）は、次の各条及び別表に従い、相互協力して共同研究を実施するものとし、共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、第１３条に定める成果報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、標章、著作物及びノウハウ等技術的成果並びに科学的知見をいう。

（２）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

（イ）特許法に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）

（ロ）特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位

（ハ）著作権法に規定する著作物（プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権を含む。）

（ニ）外国における上記各権利に相当する権利

（ホ）文書等客観的に特定可能であり秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（本契約において、「ノウハウ」という。以下同じ。）を利用する権利

（３）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、育成者権の対象となるものについては育成を、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。

（４）「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請及び出願（仮出願を含む。）、著作権については著作物及び著作権の登録をいう。

（５）知的財産権の「利用」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条に規定する権利の対象となる行為、種苗法第２条第５項に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（６）「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第３に掲げる者及び本契約第３条第３項に規定する者をいう。また、「研究協力者」とは、本共同研究に従事する者のうち、本契約第４条第１項に規定する者という。

（研究内容）*※採択後に提出いただく実施計画書から、必要事項を転記する。*

第２条　甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

（１）研究課題：

（２）研究目的：

（３）研究内容：

（４）研究分担：別表第１のとおり

（５）研究期間：本契約締結日から●●年●●月●●日

（６）研究スケジュール：別表第２のとおり

（７）研究実施場所：本共同研究は、次に示す場所で実施する。

甲）●●●県●●市●●

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　●●

乙）乙の住所（共同研究実施場所を記載）

場所（事業所）名

（８）契約番号：

（研究の担当）

第３条　甲及び乙は、それぞれ別表第１に掲げる研究を担当し、それぞれ担当した研究についての管理を行う。

２　甲及び乙は、それぞれ別表第３に掲げる者を本共同研究に参加させ、それぞれ主たる研究担当者を置く。

３　甲及び乙は、自己に属する者を新たに本共同研究に参加させようとする場合は、予め相手方に別表第３に準じた書面により通知するものとし、当該者に対して本契約の内容を遵守するよう必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により、研究担当者の変更又は削減を行う必要がある場合は、別途、甲乙協議するものとする。

（研究協力者）

第４条　甲又は乙は、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の自己に所属する者又は学生等を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

２　前項において、研究協力者を参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。

３　研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、本契約の関連規定を準用する。

（研究担当者等の派遣）

第５条　甲及び乙は、本共同研究を実施するために必要がある場合は、予め相手方の同意を得て、別表第３に掲げる者及び研究協力者を相手方の施設内に派遣することができる。この場合、相手方の諸規程等に従わなければならない。

（研究経費の負担）

第６条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な研究経費を別表第４のとおり負担する。

（研究経費の支払）

第６条の２　甲は、別表第４に掲げる研究経費のうち甲が乙に支払うべき研究経費を、会計年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう、以下同じ。）ごとに、乙の請求書を受領した日から３０日以内に支払うものとする。

２　乙は、前項の請求書に当該研究経費の経費等内訳明細書を添付するものとする。

３　乙は、研究経費について、前項に規定する経費等内訳明細書における直接経費の費目の間で経費の流用を行うことにより、直接経費総額の 5 割（5 割相当額が 300 万円以下の場合は 300 万円）を超える増減の変更をしようとすると

きには、予め甲の承認を得なければならない。
４　前項にかかわらず、間接経費（一般管理費）は各費目との流用をしてはならない。
５　甲が第１項に規定される支払期限までに第１項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に、遅滞の責任を負った最初の時点における民法第４０４条で定める法定利率で計算した延滞金を、乙は甲に対して請求できる。ただし、金額が１０，０００円未満であるときは支払いを要しないものとし、その額に１，０００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（経理）
第６条の３　第６条の研究経費の経理は乙が行う。
２　乙は、前条第２項の研究経費の経費等内訳明細書を、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日から７年間保管しなければならない。
３　乙は、第６条の研究経費の経理状況を明らかにするため、実績内訳書を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日から 7 年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期限までに提出しなければならない。

（実績報告）
第６条の４　乙は、本共同研究が終了又は本契約が解約若しくは解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、実績報告書（収支報告を含む）を作成し、本共同研究が終了又は本契約が解約若しくは解除されたときにおいてはその日から 61 日以内に、また毎会計年度末においては翌会計年度の 5 月 31 日までにそれぞれ甲に提出しなければならない。

（契約金額の確定）
第６条の５　甲は、本共同研究の終了又は本契約の解約若しくは解除に伴い実績報告書の提出を受けたときは、本条、次条及び６条の７の定めるところに従い、契約金額を上限として第６条の研究経費を精算し、速やかに契約金額を確定し、乙に通知する。なお、各会計年度において当該契約金額が別表第４に掲げる金額に満たないときは、翌会計年度も本契約が継続している場合に限り、当該差額を翌会計年度に持ち越し執行することができる。
２　実績額の計算において、間接経費（一般管理費）率は、契約時において乙が甲に対して適用した率により計算するものとする。

（実績額の調査）

第６条の６　甲は、前条第 1 項に規定する契約金額の確定において、実績額が本契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否か等を調査するものとし、必要がある時は乙に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所その他関係場所に立ち入り、帳簿及び関係書類を調査することができる。

（支払済み金の返納）

第６条の７　甲は、第６条の２に定める支払方法により支払いを行った後、第６条の５の契約金額の確定においてすでに支払った金額が乙に支払うべき金額を超える場合には、その超える金額の返納を乙に請求する。ただし、第６条の５第１項なお書きに該当する場合にはこの限りではない。

２　前項の場合において、乙は、甲の所定の請求書発行の日の翌月末日までに返納しなければならない。

３　乙が、前項の期限内に返納しない場合の措置については、第６条の２第５項の規定を準用する。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第６条の８　別表第４に掲げる研究経費により取得した施設・設備･備品等のうち、甲が資産として指定する物は、本共同研究の終了日以降、甲に帰属するものとする。ただし、当該設備等を取得した契約当事者が国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関である場合は、当事者間での協議の上、当該設備等を取得した契約当事者の帰属とすることができるものとする。

２　乙は、本共同研究が終了したとき又は本契約が解約若しくは解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、前項に該当する物の一覧を作成し、甲に提出しなければならない。

（情報交換及び目的外使用の禁止）

第７条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な、自己が保有する情報、資料又はプログラム等（以下「技術資料等」という。）を、第三者との契約等により秘密保持義務を負っていない場合に限り、相互に無償で提供又は開示する。

２　前項にかかわらず、相手方から提供又は開示された技術資料等が知的財産権の対象となる場合において、甲又は乙が当該技術資料等を本共同研究以外で利用するときは、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を相手方に支払う。

３　甲及び乙は、本契約に従って相手方から開示又は提供される技術資料等の輸出、または外国における技術資料等の提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下「役務通達」という。）の１（３）サに規定する特定類型の該当者（以下、非居住者と特定類型該当者をまとめて「非居住者等」という。）への技術資料等の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に当該技術資料等の提供元の書面による同意を得るものとし、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

４　甲及び乙は、本条に基づき相手方から開示を受けた技術資料等を、本契約の目的以外で利用してはならない。

（施設、設備及び機器の使用等）

第８条　甲及び乙は、本共同研究の用に供するため、別表第５に掲げる自己の施設・設備を相手方に無償で使用させるものとし、また、必要な設備、機器その他の物品（以下「設備等」という。）を相手方の同意を得て相手方の施設内に持ち込むことができる。

２　甲及び乙は、前項の設備等を無償で受け入れた場合、共同で使用するものとする。なお、当該設備等を受け入れた当事者は、相手方から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもって保管又は使用し、本共同研究の目的外に利用してはならない。

３　甲及び乙は、相手方の施設、設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに相手方に報告しなければならない。

４　甲及び乙は、相手方の施設、設備等を故意又は過失により滅失又は損傷したとき、相手方の指示に従い、修補、代品の納付又は損害の賠償をしなければならない。

５　設備等の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支給又は貸し付ける資産の取扱い）

第９条　甲及び乙は、前条に規定する設備等であって、自己の資産（甲の場合は資産取扱要領（財務部長通達第 15－1 号）に定めるところによる。以下同じ。）に該当するものについて、相手方に支給又は貸し付け（以下「支給等」）を行うときは、前条に加え、次の各号に定める処置を行うものとする。

（１）支給等を行う者は、相手方に支給等を行う設備等を引き渡すときは引渡書を添付するものとし、相手方は、これと引換えに受領書を支給等を行う者に提出しなければならない。
（２）支給等を受けた者は、支給等された設備等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを記録及び整理し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

（セキュリティ）
第１０条　甲及び乙は、本共同研究の実施において、各々の定めるセキュリティに関する規程及び相手方の指示に従い、各々が管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行並びに重要な資産及び重要な情報の防護（セキュリティ）を確保しなければならない。
２　前項に関して、甲及び乙は、相手方の故意又は過失により損害を被った場合、相手方に対し賠償請求することができる。
３　甲及び乙は、必要がある場合には相手方における本条第１項の措置の遵守状況について相手方に報告を求めるほか、相手方が合意する場合には書面又は関係箇所への立ち入りにより検査を行うことができ、その結果遵守が不十分であると認められる場合には、相手方と協議し合意した措置を求めることができる。

（安全管理）
第１１条　甲及び乙は、本共同研究のために自己がそれぞれ管理する場所において相手方が行う試験研究の際の安全確保に関しては、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、その責任を負わなければならない。
２　甲及び乙は、相手方の管理する場所における試験研究に参加する場合は、相手方の定める安全に関する諸規程及び相手方が安全のために行う指示に従わなければならない。

（業務の委託）
第１２条　甲及び乙は、第２条に定める研究実施に必要な業務を第三者に委託してはならない。

（成果報告書の作成）
第１３条　甲及び乙は、本共同研究完了時に本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、共同して成果報告書をとりまとめる。
２　甲及び乙は、本契約が何らかの事由で解約された場合であっても、解約まで

に実施された内容について共同して成果報告書をとりまとめる。
３　前二項に基づきとりまとめられる成果報告書は紙面又は電子データで２部作成し、甲及び乙がそれぞれ保管する。

（研究成果におけるノウハウの特定）
第１４条　甲及び乙は、協議の上、前条の成果報告書に記載する研究成果のうちノウハウとして取扱うことが適切なものについて、速やかにノウハウの指定を行う。
２　ノウハウの指定に当たっては、当該情報の優位性や研究動向を勘案し秘匿すべき期間を協議して定め、明示する。また、優位性や研究動向などの状況に変化があった場合には、秘匿すべき期間を甲乙協議して変更することができる。
３　甲及び乙は、第１項により指定したノウハウを、前項に定める期間中、自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して、秘匿しなければならない。ただし、当該ノウハウが第２０条第２項ただし書第１号から第６号のいずれかに該当することが証明できたものについては、この限りでない。また、同項ただし書第７号に該当するに至った場合は、同号が優先する。
４　甲及び乙は、第 1 項により指定した自らが持分を有する共有のノウハウの利用については、以下の各号に基づき取り扱うものとする。
（１）自己の研究開発の目的で利用する場合は、相手方の同意を得ることなく無償で利用することができる。但し、自己の研究開発目的で自己以外の者をして利用させる場合は相手方の同意を得るものとする。
（２）自己の研究開発の目的以外で利用する場合は、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する利用許諾契約で定める利用料を相手方に支払う。
（３）第三者に利用許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、第三者との間で別途利用許諾契約を締結する。また、当該第三者から徴収する利用料等の対価は、当該ノウハウの持分に応じて甲及び乙に分配される。許諾条件および分配方法については、別途協議して定めるものとする。

（知的財産権の帰属及び出願等）
第１５条　甲及び乙は、本共同研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び出願の要否等について協議する。
２　甲又は乙は、本共同研究の結果単独で発明等を行ったときは当該発明等に

係る知的財産権は当該甲又は乙の単独所有とし、予め相手方の同意を得て、甲又は乙が単独で出願等の手続きを行うことができる。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は出願等を行おうとする者が負担するものとする。なお、甲及び乙が当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分を承継しなかった場合にも同様とする。

３　甲及び乙は、本共同研究の結果共同で発明等を行った場合には、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分をそれぞれ承継し、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る持分を協議し、当該発明等に係る甲、乙それぞれの貢献度に応じて定めたうえで、別途締結する共同出願等契約に従って共同で出願を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、甲乙が持分に応じて負担するものとする。

４　甲又は乙が前項にかかる知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等を行うことができるものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

５　甲及び乙は、第１項に定める発明等とは別に、本共同研究の実施により得られた成果又は共有の知的財産権に基づき新たに発明等（以下「改良発明等」という。）が生じた場合は、遅滞なくその内容を相手方に通知し、当該改良発明等に係る知的財産権の帰属及び取扱いについて、協議の上決定する。

６ 甲及び乙は、本条第３項に基づき共有する著作物について、相手方に対し著作者人格権を行使しないものとする。また、甲及び乙は、本共同研究の一部に学生又は第三者（甲又は乙の受託事業者を含む）以下、学生と合わせて「受託事業者等」という。）が関与する場合には、当該受託事業者等が著作者人格権を行使しないよう措置するものとする。

（外国出願）

第１６条　前条の規定は、外国における知的財産権の出願及び権利保全等（以下「外国出願等」という。）についても適用する。

２　甲及び乙は、前条第３項に基づき、甲及び乙に承継された共有の知的財産権に関する外国出願を行うにあたっては、その要否及び対象国等について相手方と協議の上決定する。

（知的財産権の自己の利用）

第１７条　甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた共有の知的財産権（第１４条に規定するノウハウを利用する権利を除く）を、自己の研究開発の目的で利用する場合（自己の研究開発目的で自己以外の者をして利用させる場合を

含む。）は、相手方の同意を得ることなく無償で利用することができる。
２　前項の場合を除き、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を相手方に支払う。但し、乙が権利化に出願又は申請を要する知的財産権を自己の営利目的で利用する場合は、乙が当該共有の知的財産権に係る甲の持分に係る出願及び権利維持に要する費用を負担することを条件として、甲の事前の同意なく無償で利用することができる。
３　甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた共有の知的財産権を、外国為替及び外国貿易法その他の国内法令に従い利用する。

（知的財産権の第三者に対する利用許諾）
第１８条　甲及び乙は、自らが持分を有する共有の知的財産権（第１４条に規定するノウハウを利用する権利を除く）を第三者に利用許諾しようとするときは、事前に相手方の書面による同意を得るものとし、許諾の条件は協議して定める。
２　甲及び乙は、前項により第三者に利用許諾する場合、第三者との間で別途締結する利用許諾契約で定める利用料を当該第三者から徴収するものとする。この場合、第三者から徴収する利用料は、当該第三者への利用許諾の斡旋を行った者に１０％を配分し、残りの９０％を当該知的財産権に係る持分に応じて甲及び乙に分配する。

（持分の譲渡等）
第１９条　甲及び乙は、本共同研究の実施により生じた共有の知的財産権の自己の持分の全部又は一部を第三者に譲渡することを要望するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

（秘密保持）
第２０条　本共同研究における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
（１）本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は有形無形を問わず、甲及び乙で秘密情報として取り決め、書面により確認されたもの。（第１４条第１項で指定したノウハウは除く）。
（２）書類・図面・写真・資料・サンプル・DVD・フラッシュメモリ・SD カード等の有形物、電子メール・ファイル共有システムその他の電磁的方法により相手方から開示・交付された情報のうち、秘密である表示が付された情報。

（３）相手方から秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で明示し、秘密である旨の表示が付された情報。

２　甲及び乙は、秘密情報を秘密に保持するよう適切に管理し、これを自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して秘匿しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

（１）相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。

（２）相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

（３）相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。

（５）相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料･情報で、かかる事実が立証できるもの。

（６）相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

（７）裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

３　甲及び乙は、本契約の目的、性質に応じて、秘密保持に関する特約を付することができる。秘密保持に関する特約が付された場合には、相手方は、当該特約の定めるところにより、秘密の保持に万全を期さなければならない。

４　前３項に基づく秘密保持義務は、本契約終了後５年間有効とする。但し、前項の特約に有効期間の規定が含まれる場合は、当該規定が優先するものとする。

５　前各項に関して、甲及び乙は、相手方の故意若しくは過失により損害を被った場合又は相手方が本条に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し賠償請求することができる。

６　第１項第２号及び第３号に該当する秘密情報は、本契約が終了した場合、開示した者の指示に基づき開示した者に返却する又は廃棄するものとする。ただし、当事者間でその他の合意をした場合はこの限りではない。

７　甲は、契約の件名、金額、契約相手方の名称及びその他必要な情報を公表することができる。

（研究成果の開示及び公表）

第２１条　甲及び乙は、研究成果について、第１４条第３項で規定するノウハウの秘匿義務及び前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で、次項以下に定める手続きに従って開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公

表」という。）ができる。

2　前項の場合、研究成果の公表を希望する者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表を行おうとする日の 30 日前までにその公表内容を書面にて相手方に通知しなければならない。なお、公表にあたっては、公表される研究成果が本共同研究の結果得られたものであることを明示することを原則とするが、相手方が当該明示を行わないことに同意した場合又は当該明示を希望しない場合は、この限りでない。

3　前項に基づき通知を受けた契約当事者は、通知された公表内容に、自己の将来期待される利益を侵害するおそれがあるものが含まれると判断されるときは、当該通知受理後 15 日以内に公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし（以下、通知を行った契約当事者を「通知者」という。）、公表希望当事者は、通知者と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表により将来期待される利益を侵害するおそれがあるとして、本項に従い通知を受けた部分については、通知者の同意なく、公表してはならない。ただし、通知者は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

4　本共同研究終了日の翌日から起算して 1 年間を経過した後は、公表希望当事者は、第２項に定める相手方に対する通知を行うことなく、研究成果の公表を行うことができる。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

5　甲及び乙は、研究成果を輸出する場合又は研究成果の提供を行う場合には、外国為替及び外国貿易法を遵守しなければならない。前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方が単独で所有する研究成果および共同で所有する研究成果を輸出、または外国における当該研究成果の提供若しくは非居住者等への当該研究成果の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に当該研究成果の所有者の書面による同意を得ることとする。

（不当介入への対応）

第２２条　甲及び乙は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。

（１）暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」と総称する。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。

（２）暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

（３）前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を書面により

相手方に報告するものとする。

２　前項第１号における暴力団関係者とは、個人または法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。

（１）暴力団員と認められる場合

（２）暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

（３）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合

（４）暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合

（５）暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

（６）暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合

（７）前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合

３　甲及び乙は、相手方が本条第１項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。指示を受けた者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。

４　甲及び乙が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本共同研究に影響を受けたときは、甲乙協議してこれを解決するものとする。

（契約期間の延長）

第２３条　甲又は乙は、天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由又は本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じたとき、甲乙協議の上、第２条に定める研究期間を延長することができる。

２　甲又は乙は、前項に定める延長に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

（契約の解約又は解除）

第２４条　甲又は乙は、次に定める各号の事由が生じたとき、双方協議の上、本共同研究契約を解約することができる。

（１）研究目的又は研究内容が第２条に定める研究期間満了前に達成又は実現されたとき

（２）天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由が生じたとき

（３）当初予測できなかった事由が生じたことにより研究目的の達成又は実現

が不可能または困難であることが判明したとき

２　甲又は乙は、前項に定める解約に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

３　甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、30 日以内に相手方に対する相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

（１）相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

（２）相手方が本契約に違反したとき

（３）相手方が前各号と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき

４　甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、何らの催告を要さず、本契約を解除することができる。

（１）破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき

（２）仮差押、強制執行、競売等の申立、または手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立またはこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき

（研究の終了等に伴う研究経費等の取扱い）

第２４条の２　乙は、第２３条第 1 項に定める延長により受領済みの研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに甲に対して書面により通知しなければならない。この場合において、甲は乙と協議の上、不足する研究経費の負担について定める。

２　前条に定める解約又は解除若しくは変更契約の締結により第６条の５第１項に定める研究経費の額に不用な部分が生じたとき、甲は乙に不用となった額の返還を請求するものとする。

３　乙は、本共同研究を終了したときには、第８条第２項の規定により甲から受け入れた設備のうち自己に所有権が移転していない設備を、本共同研究終了日時点の状態で甲に返還しなければならない。

（損害賠償）

第２５条　甲及び乙は、第２４条第３項若しくは第４項に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して、被った直接損害に限り賠償請求をできる。ただし、第８条（施設、設備及び機器の使用等）、第１０条（セキュリティ）又は２０条（秘密保持）については、各規定が定めるところによる。

（契約の有効期間）

第２６条　本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

２　本契約の終了後も、第４条（第１項を除く）（研究協力者）、第６条の３（経理）第２項、第３項、第６条の４（実績報告）、第６条の５（契約金額の確定）、第６条の６（実績額の調査）、第６条の７（支払済み金の返納）、第７条第４項（目的外使用の禁止）、第８条（第１項を除く）（施設、設備及び機器の使用等）、第１０条（セキュリティ）、第１３条（成果報告書の作成）から第２２条まで（不当介入への対応）、本項及び第２８条（裁判管轄）の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第２７条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第２８条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

年　　月　　日

（甲）東京都調布市深大寺東町七丁目４４番地１
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長　　辻　宏司

（乙）住所
機関名
役職　　氏名

別表第１（第２条関係）

研究項目	甲	乙
(1)・・・	◎	◎
(2)・・・	◎	○
(3)・・・	○	◎
(4) 研究のまとめ	◎	◎

※◎：主たる研究実施機関、　○：従たる研究実施機関

別表第２（第２条関係）

項目	スケジュール			
	○○年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q
(1) ＊＊＊	＊			
(2) ＊＊＊	＊	＊	＊	
(3) ＊＊＊			＊	＊

別表第３（第３条、第５条関係）

区分	氏名	担当	所属・職名	非居住者又は特定類型への該当(*)
甲	○○　○○ ○○　○○	◎ ○	○○プロジェクトマネージャ	－ －
乙	○○　○○ ○○　○○	◎ ○	○○総括	－ ○

※◎：主たる研究担当者、　○：従たる研究担当者　□：研究協力者

(*)技術の提供を行う場合に外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性がある非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下「役務通達」という。）の１（３）サに規定する特定類型に該当する場合に○を付す。

別表第４（第６条関係）

区分	○○年度経費	備考
甲	○千円	○千円のうち△△へ●千円（税込）を上限として支払う
乙	○千円	

別表第５（第８条関係）

区分	施設設備等		
	名　称	規　格	数　量
甲			
乙			

※研究提案募集(RFP)募集要項等に記載の通り、原則原文通りにて契約いたします。
なお、本雛型は現時点での原案であり、機構内規程の変更による軽微な文言修正等が
必要となった場合は、採択通知の際にお知らせをさせていただきます。

共同研究契約書（三者以上の場合）

※４者以上の場合は適宜甲乙丙丁・・と契約当事者の記載を修正する（契約締結時は斜字の部分は削除する。以下同様）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）、●●（以下「乙」という。）及び●●（以下「丙」という。）は、次の各条及び別表に従い、相互協力して共同研究を実施するものとし、共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、第１３条に定める成果報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、標章、著作物及びノウハウ等技術的成果並びに科学的知見をいう。

（２）「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

（イ）特許法に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）

（ロ）特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位

（ハ）著作権法に規定する著作物（プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権を含む。）

（ニ）外国における上記各権利に相当する権利

（ホ）文書等客観的に特定可能であり秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙丙協議の上、特に指定するもの（本契約において、「ノウハウ」という。以下同じ。）を利用する権利

（３）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、回路配置利用権及

びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作を、育成者権の対象となるものについては育成を、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。

（４）「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請及び出願（仮出願を含む。）、著作権については著作物及び著作権の登録をいう。

（５）知的財産権の「利用」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、著作権法第２１条から第２８条に規定する権利の対象となる行為、種苗法第２条第５項に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（６）「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲、乙又は丙に属する本契約の別表第３に掲げる者及び本契約第３条第３項に規定する者をいう。また、「研究協力者」とは、本共同研究に従事する者のうち、本契約第４条第１項に規定する者という。

（研究内容）*※採択後に提出いただく実施計画書から、必要事項を転記する。*

第２条　甲、乙及び丙は、次の研究を共同で実施する。

（１）研究課題：

（２）研究目的：

（３）研究内容：

（４）研究分担：別表第１のとおり

（５）研究期間：本契約締結日から●●年●●月●●日

（６）研究スケジュール：別表第２のとおり

（７）研究実施場所：本共同研究は、次に示す場所で実施する。

甲）●●●県●●市●●

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　●●

乙）乙の住所（共同研究実施場所を記載）

場所（事業所）名

丙）丙の住所

場所（事業所）名

（８）契約番号：

（研究の担当）

第３条 甲、乙及び丙は、それぞれ別表第１に掲げる研究を担当し、それぞれ担当した研究についての管理を行う。

２　甲、乙及び丙は、それぞれ別表第３に掲げる者を本共同研究に参加させ、それぞれ主たる研究担当者を置く。

３　甲、乙及び丙は、自己に属する者を新たに本共同研究に参加させようとする場合は、予め他の全ての契約当事者に別表第３に準じた書面により通知するものとし、当該者に対して本契約の内容を遵守するよう必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により、研究担当者の変更又は削減を行う必要がある場合は、別途、甲乙丙協議するものとする。

（研究協力者）

第４条 甲、乙又は丙は、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、他の全ての契約当事者の同意を得た上で、当該研究担当者以外の自己に所属する者又は学生等を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

２ 前項において、研究協力者を参加させた甲、乙又は丙は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた契約当事者の本契約の違反を構成するものとする。

３ 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、本契約の関連規定を準用する。

（研究担当者等の派遣）

第５条　甲、乙及び丙は、本共同研究を実施するために必要がある場合は、予め他の契約当事者の同意を得て、別表第３に掲げる者及び研究協力者を当該他の契約当事者の施設内に派遣することができる。この場合、派遣先の契約当事者の諸規程等に従わなければならない。

（研究経費の負担）

第６条　甲、乙及び丙は、本共同研究の実施に必要な研究経費を別表第４のとおり負担する。

（研究経費の支払）

第６条の２　甲は、別表第４に掲げる研究経費のうち甲が乙及び丙に支払うべき研究経費を、会計年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう、以下同

じ。）ごとに、乙及び丙の請求書を受領した日から３０日以内に支払うものとする。
２　乙及び丙は、前項の請求書に当該研究経費の経費等内訳明細書を添付するものとする。
３　乙及び丙は、研究経費について、前項に規定する経費等内訳明細書における直接経費の費目の間で経費の流用を行うことにより、直接経費総額の５割（5割相当額が 300 万円以下の場合は 300 万円）を超える増減の変更をしようとするときには、予め甲の承認を得なければならない。
４　前項にかかわらず、間接経費（一般管理費）は各費目との流用をしてはならない。
５　甲が第１項に規定される支払期限までに第１項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に、遅滞の責任を負った最初の時点における民法第４０４条で定める法定利率で計算した延滞金を、乙及び丙は甲に対して請求できる。ただし、金額が１０，０００円未満であるときは支払いを要しないものとし、その額に１，０００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（経理）
第６条の３　第６条の研究経費の経理は乙及び丙が行う。
２　乙及び丙は、前条第２項の研究経費の経費等内訳明細書を、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日から 7 年間保管しなければならない。
３　乙及び丙は、第６条の研究経費の経理状況を明らかにするため、実績内訳書を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日から 7 年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期限までに提出しなければならない。

（実績報告）
第６条の４　乙及び丙は、本共同研究が終了又は本契約が解約若しくは解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、実績報告書（収支報告を含む）を作成し、本共同研究が終了又は本契約が解約若しくは解除されたときにおいてはその日から 61 日以内に、また毎会計年度末においては翌会計年度の 5 月 31 日までにそれぞれ甲に提出しなければならない。

（契約金額の確定）

第６条の５　甲は、本共同研究の終了又は本契約の解約若しくは解除に伴い実績報告書の提出を受けたときは、本条、次条及び６条の７の定めるところに従い、契約金額を上限として第６条の研究経費を精算し、速やかに契約金額を確定し、乙及び丙に通知する。なお、各会計年度において当該契約金額が別表第４に掲げる金額に満たないときは、翌会計年度も本契約が継続している場合に限り、当該差額を翌会計年度に持ち越し執行することができる。

２　実績額の計算において、間接経費（一般管理費）率は、契約時において乙及び丙が甲に対して適用した率により計算するものとする。

（実績額の調査）

第６条の６　甲は、前条第 1 項に規定する契約金額の確定において、実績額が本契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否か等を調査するものとし、必要がある時は乙又は丙に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙又は丙の事務所その他関係場所に立ち入り、帳簿及び関係書類を調査することができる。

（支払済み金の返納）

第６条の７　甲は、第６条の２に定める支払方法により支払いを行った後、第６条の５の契約金額の確定においてすでに支払った金額が乙又は丙に支払うべき金額を超える場合には、その超える金額の返納を乙又は丙に請求する。ただし、第６条の５第１項なお書きに該当する場合にはこの限りではない。

２　前項の場合において、乙又は丙は、甲の所定の請求書発行の日の翌月末日までに返納しなければならない。

３　乙又は丙が、前項の期限内に返納しない場合の措置については、第６条の２第５項の規定を準用する。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第６条の８　別表第４に掲げる研究経費により取得した施設・設備･備品等のうち、甲が資産として指定する物は、本共同研究の終了日以降、甲に帰属するものとする。ただし、当該設備等を取得した契約当事者が国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関である場合は、当事者間での協議の上、当該設備等を取得した契約当事者の帰属とすることができるものとする。

２　乙及び丙は、本共同研究が終了したとき又は本契約が解約若しくは解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、前項に該当する物の一覧を作成し、甲に提出しなければならない。

（情報交換及び目的外使用の禁止）

第７条　甲、乙及び丙は、本共同研究の実施に必要な、自己が保有する情報、資料又はプログラム等（以下「技術資料等」という。）を、第三者との契約等により秘密保持義務を負っていない場合に限り、相互に無償で提供又は開示する。

２　前項にかかわらず、他の契約当事者から提供又は開示された技術資料等が知的財産権の対象となる場合において、甲、乙又は丙が当該技術資料等を本共同研究以外で利用するときは、当該甲、乙及び丙は、事前に当該技術資料等の提供元の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を当該契約当事者に支払う。

３　甲、乙及び丙は、本契約に従って他の契約当事者から開示又は提供される技術資料等の輸出、または外国における技術資料等の提供若しくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下「役務通達」という。）の１（３）サに規定する特定類型の該当者（以下、非居住者と特定類型該当者をまとめて「非居住者等」という。）への技術資料等の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に当該技術資料等の提供元の書面による同意を得るものとし、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

４　甲、乙及び丙は、本条に基づき他の契約当事者から開示を受けた技術資料等を、本契約の目的以外で利用してはならない。

（施設、設備及び機器の使用等）

第８条　甲、乙及び丙は、本共同研究の用に供するため、別表第５に掲げる自己の施設・設備を他の契約当事者に無償で使用させるものとし、また、必要な設備、機器その他の物品（以下「設備等」という。）を他の契約当事者（以下「設備等受入者」という。）の同意を得て設備等受入者の施設内に持ち込むことができる。

２　設備等受入者は、前項の設備等を無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、設備等受入者は、他の契約当事者から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもって保管又は使用し、本共同研究の目的外に利用してはならない。

３　甲、乙及び丙は、他の契約当事者の施設、設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに当該設備等を所有する契約当事者に報告しなければ

ならない。
４　甲、乙及び丙は、他の契約当事者の施設、設備等を故意又は過失により滅失又は損傷したとき、当該設備等を所有する他の契約当事者の指示に従い、修補、代品の納付又は損害の賠償をしなければならない。
５　設備等の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費の負担は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（支給又は貸し付ける資産の取扱い）
第９条　甲、乙及び丙は、前条に規定する設備等であって、自己の資産（甲の場合は資産取扱要領（財務部長通達第 15－1 号）に定めるところによる。以下同じ。）に該当するものについて、他の契約当事者に支給又は貸し付け（以下「支給等」）を行うときは、前条に加え、次の各号に定める処置を行うものとする。
（１）支給等を行う契約当事者は、他の契約当事者に支給等を行う設備等を引き渡すときは引渡書を添付するものとし、支給等を受けた契約当事者は、これと引換えに受領書を支給等を行う契約当事者に提出しなければならない。
（２）支給等を受けた契約当事者は、支給等された設備等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを記録及び整理し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

（セキュリティ）
第１０条　甲、乙及び丙は、本共同研究の実施において、各々の定めるセキュリティに関する規程及び他の契約当事者の指示に従い、各々が管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行並びに重要な資産及び重要な情報の防護（セキュリティ）を確保しなければならない。
２　前項に関して、甲、乙及び丙は、他の契約当事者の故意又は過失により損害を被った場合、当該他の契約当事者に対し賠償請求することができる。
３　甲、乙及び丙は、必要がある場合には他の契約当事者における本条第１項の措置の遵守状況について当該他の契約当事者に報告を求めるほか、当該他の契約当事者が合意する場合には書面又は関係箇所への立ち入りにより検査を行うことができ、その結果遵守が不十分であると認められる場合には、当該他の契約当事者と協議し合意した措置を求めることができる。

（安全管理）
第１１条　甲、乙及び丙は、本共同研究のために自己がそれぞれ管理する場所において他の契約当事者が行う試験研究の際の安全確保に関しては、当該他の契

約当事者の責に帰すべき事由によるものを除き、その責任を負わなければならない。

２　甲、乙及び丙は、他の契約当事者の管理する場所における試験研究に参加する場合は、当該他の契約当事者の定める安全に関する諸規程及び当該他の契約当事者が安全のために行う指示に従わなければならない。

（業務の委託）

第１２条　甲、乙及び丙は、第２条に定める研究実施に必要な業務を第三者に委託してはならない。

（成果報告書の作成）

第１３条　甲、乙及び丙は、本共同研究完了時に本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、共同して成果報告書をとりまとめる。

２　甲、乙及び丙は、本契約が何らかの事由で解約された場合であっても、解約までに実施された内容について共同して成果報告書をとりまとめる。

３　前二項に基づきとりまとめられる成果報告書は紙面又は電子データで●部作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ保管する。

（研究成果におけるノウハウの特定）

第１４条　甲、乙及び丙は、協議の上、前条の成果報告書に記載する研究成果のうちノウハウとして取扱うことが適切なものについて、速やかにノウハウの指定を行う。

２　ノウハウの指定に当たっては、当該情報の優位性や研究動向を勘案し秘匿すべき期間を協議して定め、明示する。また、優位性や研究動向などの状況に変化があった場合には、秘匿すべき期間を甲乙丙協議して変更することができる。

３　甲、乙及び丙は、第１項により指定したノウハウを、前項に定める期間中、自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して、秘匿しなければならない。ただし、当該ノウハウが第２０条第２項ただし書第１号から第６号のいずれかに該当することが証明できたものについては、この限りでない。また、同項ただし書第７号に該当するに至った場合は、同号が優先する。

４　甲、乙及び丙は、第 1 項により指定した自らが持分を有する共有のノウハウの利用については、以下の各号に基づき取り扱うものとする。

（１）自己の研究開発の目的で利用する場合は、他の共有当事者の同意を得ることなく無償で利用することができる。但し、自己の研究開発目的で自己以

外の者をして利用させる場合は他の共有当事者の同意を得るものとする。

（２）自己の研究開発の目的以外で利用する場合は、甲、乙及び丙は、事前に他の共有当事者の同意を得るものとし、別途締結する利用許諾契約で定める利用料を他の共有当事者に支払う。

（３）第三者に利用許諾しようとするときは、事前に他の当共有当事者の書面による同意を得るものとし、第三者との間で別途利用許諾契約を締結する。また、当該第三者から徴収する利用料等の対価は、当該ノウハウの持分に応じて当該ノウハウの共有当事者に分配される。許諾条件および分配方法については、別途協議して定めるものとする。

（知的財産権の帰属及び出願等）

第１５条　甲、乙及び丙は、本共同研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに他の全ての契約当事者に通知し、当該発明等に係る知的財産権の帰属及び出願の要否等について協議する。

２　甲、乙又は丙は、本共同研究の結果単独で発明等を行ったときは当該発明等に係る知的財産権は当該甲、乙又は丙の単独所有とし、予め他の全ての契約当事者の同意を得て、甲、乙又は丙が単独で出願等の手続きを行うことができる。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は出願等を行おうとする者が負担するものとする。なお、甲、乙及び丙が当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分を承継しなかった場合にも同様とする。

３　甲、乙及び丙は、本共同研究の結果共同で発明等を行った場合には、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産権の持分をそれぞれ承継し、当該発明等に係る知的財産権は甲、乙及び丙の共有とする。当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る持分を協議し、当該発明等に係る甲、乙、丙それぞれの貢献度に応じて定めたうえで、別途締結する共同出願等契約に従って共同で出願を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、甲乙丙が持分に応じて負担するものとする。

４　甲、乙又は丙が前項にかかる知的財産権を他の契約当事者から承継した場合は、甲、乙又は丙は単独で出願等を行うことができるものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。

５　甲、乙及び丙は、第１項に定める発明等とは別に、本共同研究の実施により得られた成果又は共有の知的財産権に基づき新たに発明等（以下「改良発明等」という。）が生じた場合は、遅滞なくその内容を他の全ての契約当事者に通知し、当該改良発明等に係る知的財産権の帰属及び取扱いについて、協議の上決定する。

６　甲、乙及び丙は、本条第３項に基づき共有する著作物について、他の共有当事者に対し著作者人格権を行使しないものとする。また、甲、乙及び丙は、本共同研究の一部に学生又は第三者（甲又は乙の受託事業者を含む）以下、学生と合わせて「受託事業者等」という。）が関与する場合には、当該受託事業者等が著作者人格権を行使しないよう措置するものとする。

（外国出願）

第１６条　前条の規定は、外国における知的財産権の出願及び権利保全等（以下「外国出願等」という。）についても適用する。

２　甲、乙及び丙は、前条第３項に基づき、自己に承継された共有の知的財産権に関する外国出願を行うにあたっては、その要否及び対象国等について他の共有当事者と協議の上決定する。

（知的財産権の自己の利用）

第１７条　甲、乙及び丙は、本共同研究の実施により得られた自らが持分を有する共有の知的財産権（第１４条に規定するノウハウを利用する権利を除く）を、自己の研究開発の目的で利用する場合（自己の研究開発目的で自己以外の者をして利用させる場合を含む。）は、他の共有当事者の同意を得ることなく無償で利用することができる。

２　前項の場合を除き、甲、乙及び丙は、事前に他の共有当事者の同意を得るものとし、別途締結する実施契約で定める利用料を他の共有当事者に支払う。但し、（乙又は丙、または乙及び丙）が権利化に出願又は申請を要する知的財産権を自己の営利目的で利用する場合は、（乙又は丙、または乙及び丙）が当該共有の知的財産権に係る甲の持分に係る出願及び権利維持に要する費用を負担することを条件として、甲の事前の同意なく無償で利用することができる。

３　甲、乙及び丙は、本共同研究の実施により得られた自らが持分を有する共有の知的財産権を、外国為替及び外国貿易法その他の国内法令に従い利用する。

（知的財産権の第三者に対する利用許諾）

第１８条　甲、乙及び丙は、自らが持分を有する共有の知的財産権（第１４条に規定するノウハウを利用する権利を除く）を第三者に利用許諾しようとするときは、事前に他の共有当事者の書面による同意を得るものとし、許諾の条件は協議して定める。

２　甲、乙及び丙は、前項により第三者に利用許諾する場合、第三者との間で別途締結する利用許諾契約で定める利用料を当該第三者から徴収するものとする。この場合、第三者から徴収する利用料は、当該第三者への利用許諾の斡旋

を行った者に１０％を配分し、残りの９０％を当該知的財産権に係る持分に応じて各共有当事者に分配する。

（持分の譲渡等）

第１９条　甲、乙及び丙は、本共同研究の実施により生じた共有の知的財産権の自己の持分の全部又は一部を第三者に譲渡することを要望するときは、あらかじめ他の共有当事者の同意を得るものとする。

（秘密保持）

第２０条　本共同研究における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は有形無形を問わず、甲、乙及び丙で秘密情報として取り決め、書面により確認されたもの。（第１４条第１項で指定したノウハウは除く）。

（２）書類・図面・写真・資料・サンプル・DVD・フラッシュメモリ・SD カード等の有形物、電子メール・ファイル共有システムその他の電磁的方法により相手方から開示・交付された情報のうち、秘密である表示が付された情報。

（３）他の契約当事者から秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で明示し、秘密である旨の表示が付された情報。

２　甲、乙及び丙は、秘密情報を秘密に保持するよう適切に管理し、これを自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対して秘匿しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

（１）他の契約当事者から知得する以前に、既に公知であるもの。

（２）他の契約当事者から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

（３）他の契約当事者から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。

（５）他の契約当事者から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。

（６）他の契約当事者から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

（７）裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを開示対象の秘密情報を保有する契約当事者に直ち

に通知する。

3　甲、乙及び丙は、本契約の目的、性質に応じて、秘密保持に関する特約を付することができる。秘密保持に関する特約が付された場合には、当該特約の締結者は、当該特約の定めるところにより、秘密の保持に万全を期さなければならない。

4　前３項に基づく秘密保持義務は、本契約終了後５年間有効とする。但し、前項の特約に有効期間の規定が含まれる場合は、当該規定が優先するものとする。

5　前各項に関して、甲、乙及び丙は、他の契約当事者の故意若しくは過失により損害を被った場合又は他の契約当事者が本条に違反したことにより損害を被った場合には、当該他の契約当事者に対し賠償請求することができる。

6　第 1 項第 2 号及び第３号に該当する秘密情報は、本契約が終了した場合、開示した者の指示に基づき開示した者に返却する又は廃棄するものとする。ただし、当事者間でその他の合意をした場合はこの限りではない。

7　甲は、契約の件名、金額、契約当事者の名称及びその他必要な情報を公表することができる。

（研究成果の開示及び公表）

第２１条　甲、乙及び丙は、研究成果について、第１４条第３項で規定するノウハウの秘匿義務及び前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で、次項以下に定める手続きに従って開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表」という。）ができる。

2　前項の場合、研究成果の公表を希望する者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表を行おうとする日の 30 日前までにその公表内容を書面にて他の全ての契約当事者に通知しなければならない。なお、公表にあたっては、公表される研究成果が本共同研究の結果得られたものであることを明示することを原則とするが、他の全ての契約当事者が当該明示を行わないことに同意した場合又は当該明示を希望しない場合は、この限りでない。

3　前項に基づき通知を受けた契約当事者は、通知された公表内容に、自己の将来期待される利益を侵害するおそれがあるものが含まれると判断されるときは、当該通知受理後 15 日以内に公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし（以下、通知を行った契約当事者を「通知者」という。）、公表希望当事者は、通知者と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表により将来期待される利益を侵害するおそれがあるとして、本項に従い通知を受けた部分については、通知者の同意なく、公表してはならない。ただし、通知者は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならな

い。

4　本共同研究終了日の翌日から起算して 1 年間を経過した後は、公表希望当事者は、第２項に定める他の全ての契約当事者に対する通知を行うことなく、研究成果の公表を行うことができる。ただし、甲乙丙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

5　甲、乙及び丙は、研究成果を輸出する場合又は研究成果の提供を行う場合には、外国為替及び外国貿易法を遵守しなければならない。前項にかかわらず、甲、乙及び丙は、他の契約当事者が単独で所有する研究成果および共同で所有する研究成果を輸出、または外国における当該研究成果の提供若しくは非居住者等への当該研究成果の提供を行う場合、これが第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に当該研究成果の所有者の書面による同意を得ることとする。

（不当介入への対応）

第２２条　甲、乙及び丙は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。

（１）暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」と総称する。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。

（２）暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

（３）前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を書面により他の全ての契約当事者に報告するものとする。

２　前項第１号における暴力団関係者とは、個人または法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。

（１）暴力団員と認められる場合

（２）暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

（３）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合

（４）暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合

（５）暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

（６）暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合

（７）前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合

３　甲、乙及び丙は、いずれかの契約当事者が本条第１項に違反していると認められるときは、当該他の契約当事者に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。指示を受けた契約当事者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。

４　甲、乙及び丙が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本共同研究に影響を受けたときは、甲乙丙協議してこれを解決するものとする。

（契約期間の延長）

第２３条　甲、乙又は丙は、天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由又は本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じたとき、甲乙丙協議の上、第２条に定める研究期間を延長することができる。

２　甲、乙又は丙は、前項に定める延長に伴い生ずる一切の損害について、他の契約当事者に賠償を請求することができない。

（契約の解約又は解除）

第２４条　甲、乙又は丙は、次に定める各号の事由が生じたとき、甲乙丙協議の上、本共同研究契約を解約することができる。

（１）研究目的又は研究内容が第２条に定める研究期間満了前に達成又は実現されたとき

（２）天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由が生じたとき

（３）当初予測できなかった事由が生じたことにより研究目的の達成又は実現が不可能または困難であることが判明したとき

２　甲、乙又は丙は、前項に定める解約に伴い生ずる一切の損害について、他の契約当事者に賠償を請求することができない。

３　甲、乙及び丙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、30 日以内に他の契約当事者に対する相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

（１）いずれかの契約当事者が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

（２）いずれかの契約当事者が本契約に違反したとき

（３）他の契約当事者のいずれかが前各号と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき

４　甲、乙及び丙は、いずれかの契約当事者に次の各号のいずれかの事態が生じ

た場合、何らの催告を要さず、本契約を解除することができる。

（１）破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき

（２）仮差押、強制執行、競売等の申立、または手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立またはこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき

（研究の終了等に伴う研究経費等の取扱い）

第２４条の２　乙又は丙は、第２３条第１項に定める延長により受領済みの研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに甲に対して書面により通知しなければならない。この場合において、甲は乙又は丙と協議の上、不足する研究経費の負担について定める。

２　前条に定める解約又は解除若しくは変更契約の締結により第６条の５第１項に定める研究経費の額に不用な部分が生じたとき、甲は乙及び丙に不用となった額の返還を請求するものとする。

３　乙及び丙は、本共同研究を終了したときには、第８条第２項の規定により他の契約当事者から受け入れた設備のうち自己に所有権が移転していない設備を、本共同研究終了日時点の状態で所有者に返還しなければならない。

（損害賠償）

第２５条　甲、乙及び丙は、第２４条第３項若しくは第４項に掲げる事由、又は他の契約当事者の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、当該他の契約当事者に対して、被った直接損害に限り賠償請求をできる。ただし、第８条（施設、設備及び機器の使用等）、第１０条（セキュリティ）又は２０条（秘密保持）については、各規定が定めるところによる。

（契約の有効期間）

第２６条　本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

２　本契約の終了後も、第４条（第１項を除く）（研究協力者）、第６条の３（経理）第２項、第３項、第６条の４（実績報告）、第６条の５（契約金額の確定）、第６条の６（実績額の調査）、第６条の７（支払済み金の返納）、第７条第４項（目的外使用の禁止）、第８条（第１項を除く）（施設、設備及び機器の使用等）、第１０条（セキュリティ）、第１３条（成果報告書の作成）から第２２条まで（不当介入への対応）、本項及び第２８条（裁判管轄）の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）
第２７条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）
第２８条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書●通を作成し、甲、乙、丙それぞれ１通を保管するものとする。

年　　月　　日

（甲）東京都調布市深大寺東町七丁目４４番地１
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長　　辻　宏司

（乙）住所
機関名
役職　　氏名

（丙）住所
機関名
役職　　氏名

別表第１（第２条関係）

研究項目	甲	乙	丙
(1)・・・	◎	◎	○
(2)・・・	◎	○	◎
(3)・・・	○	◎	○
(4) 研究のまとめ	◎	◎	◎

※◎：主たる研究実施機関、　○：従たる研究実施機関

別表第２（第２条関係）

項目	スケジュール			
	○○年度			
	1Q	2Q	3Q	4Q
(1) ＊＊＊	＊			
(2) ＊＊＊	＊	＊	＊	
(3) ＊＊＊			＊	＊

別表第３（第３条、第５条関係）

区分	氏名	担当	所属・職名	非居住者又は特定類型への該当(*)
甲	○○　○○ ○○　○○	◎ ○	○○プロジェクトマネージャ	－ －
乙	○○　○○ ○○　○○	◎ ○	○○総括	－ ○
丙	○　○ ○	◎ ○	・・・総括等	

※◎：主たる研究担当者、　○：従たる研究担当者　□：研究協力者

(*)技術の提供を行う場合に外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性がある非居住者又は「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下「役務通達」という。）の１（３）サに規定する特定類型に該当する場合に○を付す。

別表第４（第６条関係）

区分	○○年度経費	備考
甲	○千円	○千円のうち△△へ●千円（税込）を上限として支払う

乙	○千円	
丙	○千円	

別表第５（第８条関係）

区分	施設設備等		
	名　称	規　格	数　量
甲			
乙			
丙			